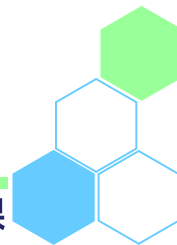


新3Kを目指して

ここが知りたい「建設業界の課題」と
「京都府入札契約制度」について

令和7年度 京都府建設業者基礎技術研修



○入札契約制度の概要について

- ・最近の建設交通行政をめぐる情勢
(国土交通白書などから、建設業をとりまく環境などを紹介)
- ・公共工事に係る諸法令
(品確法、建設業法、入契法等)
- ・京都府の入札契約制度の概要
(積算単価や総合評価、入札参加資格申請等、近年改正した入札契約制度の概要)

○総合評価競争入札制度について

- ・入札制度の一つである総合評価競争入札制度の概要



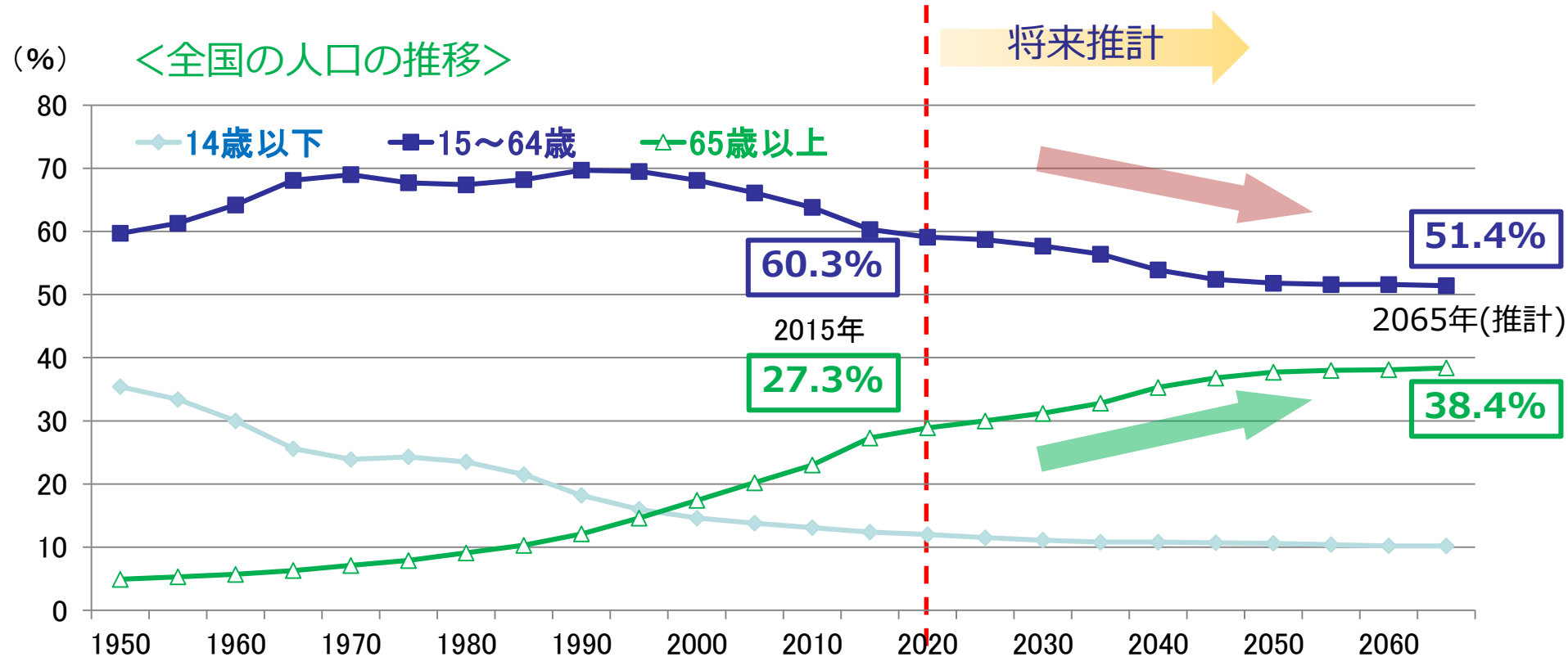
最近の建設交通行政をめぐる情勢

時代の変化と課題（人口減少・少子高齢化）

京都府建設交通部指導検査課



- ・ 2045年の人口は、**2015年を100とした場合に83.7**になると推計〔全国〕（京都府…2015年を100とした場合に**81.9**）
- ・ 15歳～65歳人口（生産年齢人口）の減少と、65歳以上人口の増加により「**支える側と支えられる側のバランス**」が大きく変化



国内建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

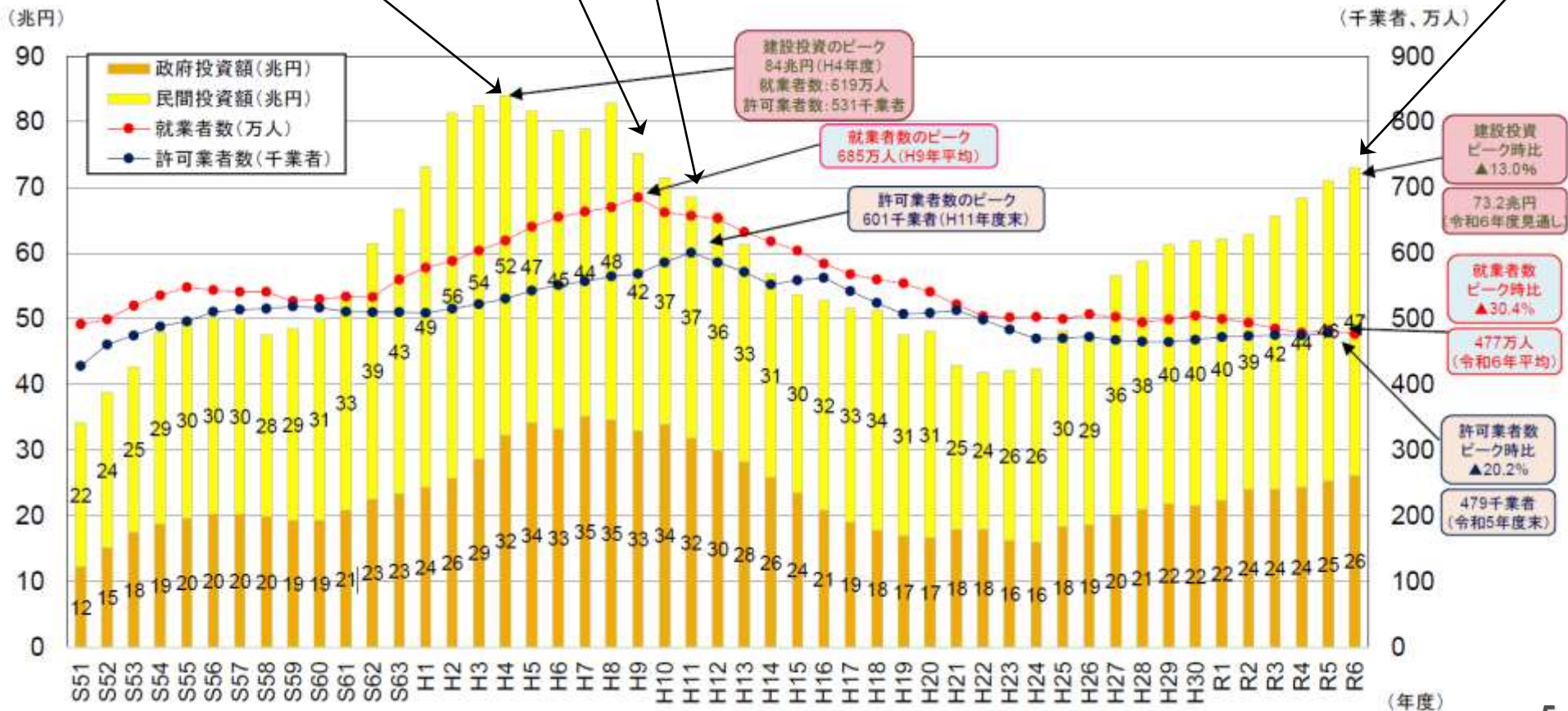
京都府建設交通部指導検査課

就業者数のピーク
H9(1997) 685万人

許可業者のピーク
H11(1999) 60万業者

建設投資のピーク
H4(1992) 84兆円

R6(2024)
建設投資 73.2兆円 (87%)
就業者数 477万人 (71%)
許可業者 48万業者 (80%)
()は、ピーク比



建設就業者の現状

技能者等の推移

＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

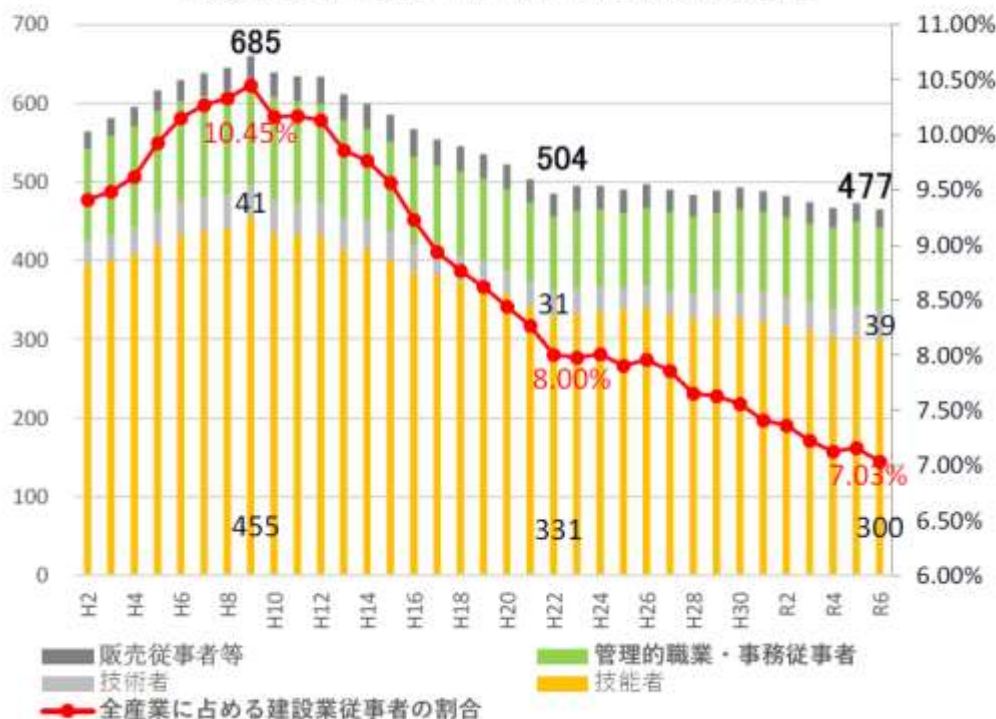
○建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 477万人(R6)

○技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 39万人(R6)

○技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 300万人(R6)

(万人)

建設業従事者数と全産業に占める割合の推移



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1※2

(※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値 ※2 グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

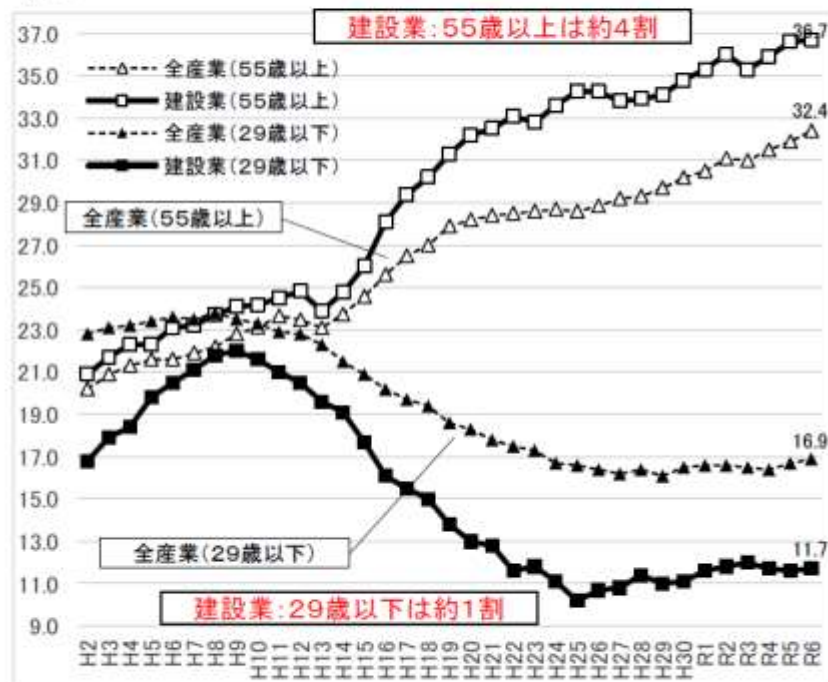
出典：近畿地方整備局資料

京都府建設交通部指導検査課

建設業就業者の高齢化の進行

○建設業就業者は、55歳以上が36.7%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。

(%)



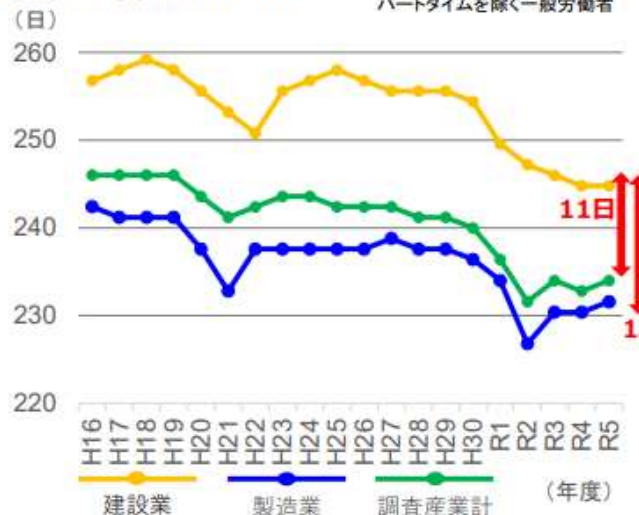
出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1

建設産業における働き方の現状

京都府建設交通部指導検査課

産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

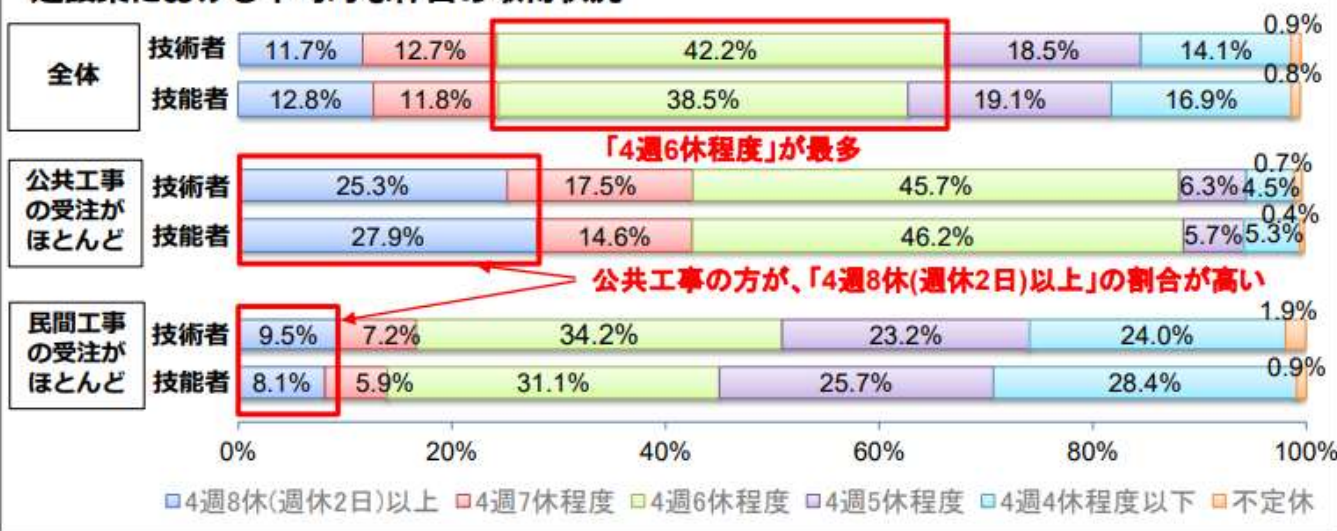
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて11日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて62時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況



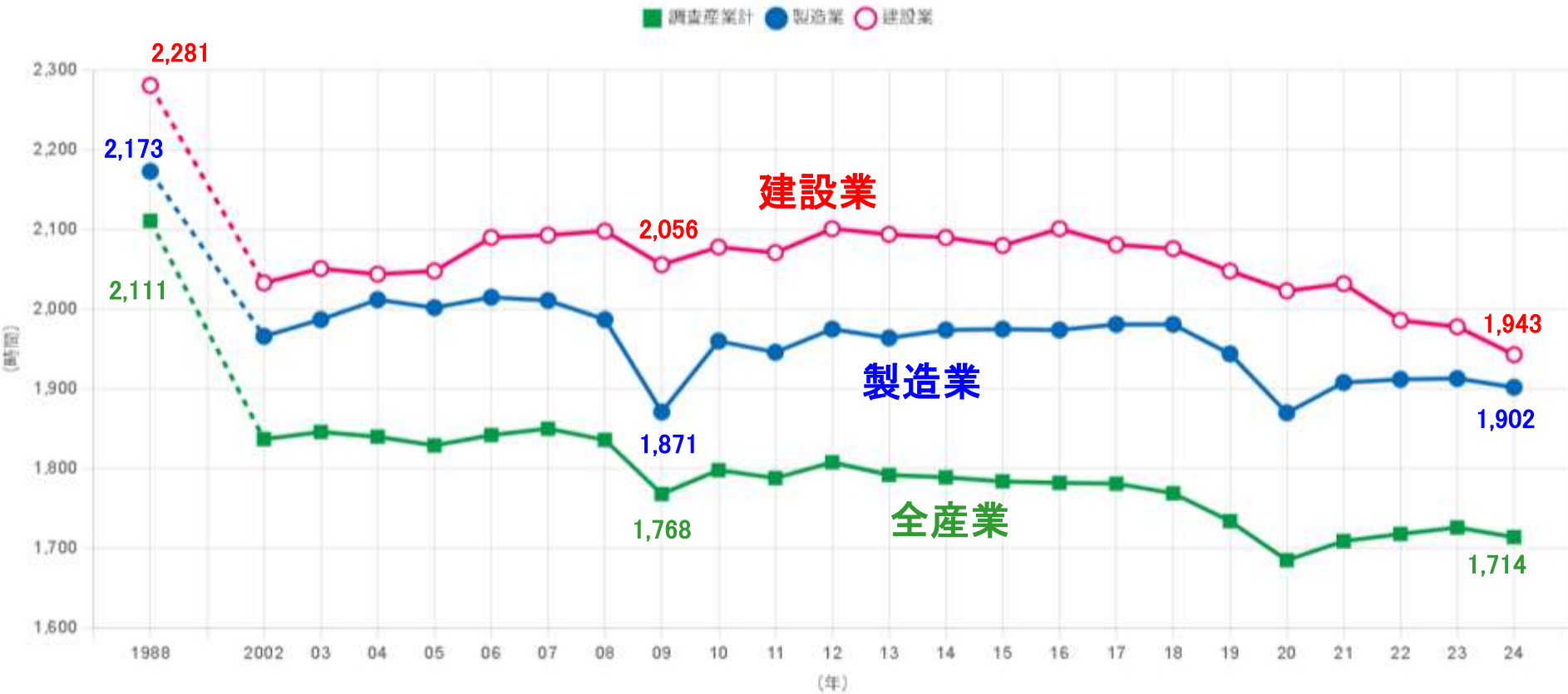
技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」
(令和5年5月31日公表)

出典：近畿地方整備局資料

労働時間の推移

京都府建設交通部指導検査課

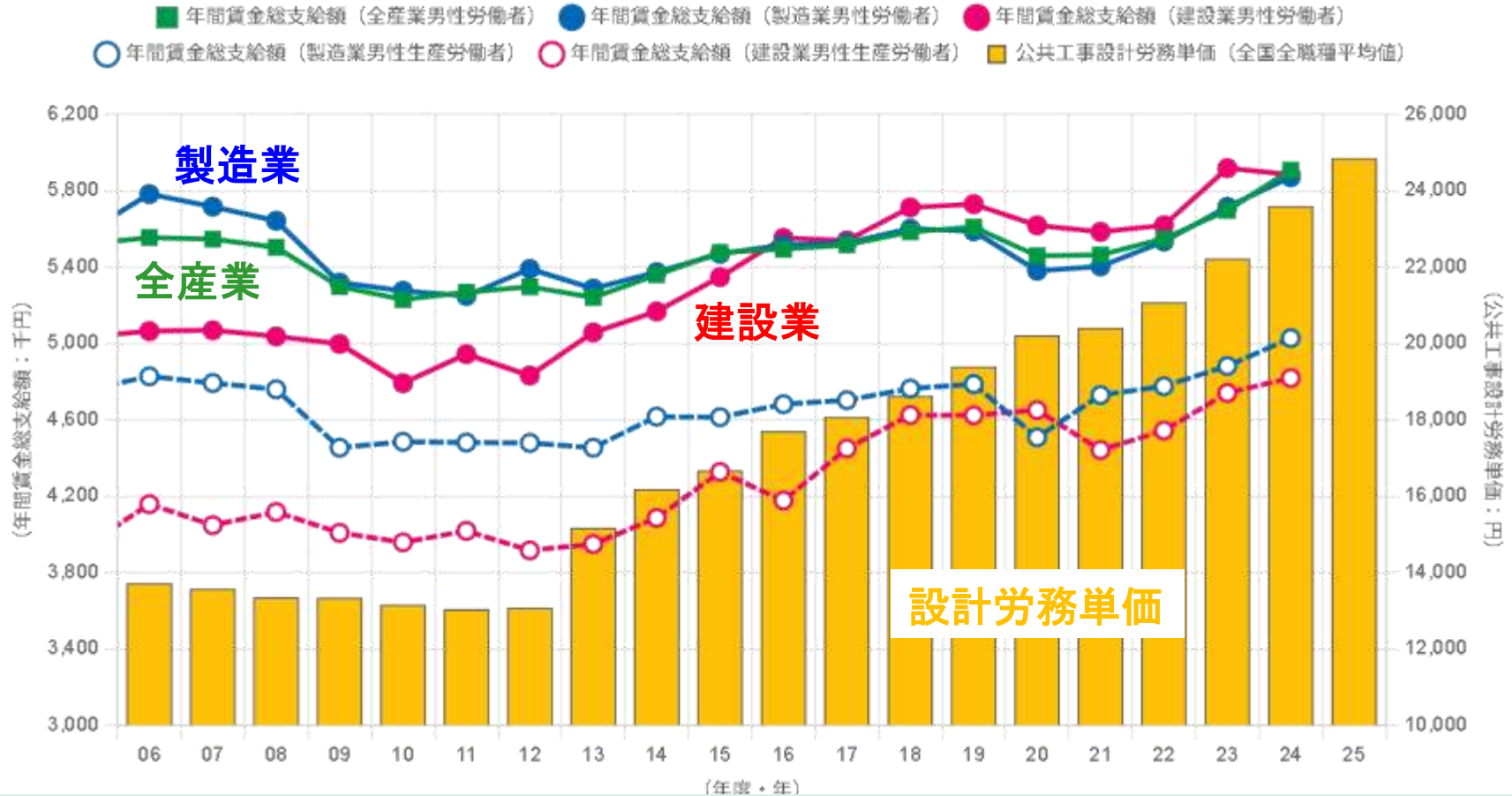


(注) 1. 年間労働時間＝年平均月間値×12
2. 調査対象は、30人以上の常用労働者を雇用する事業所

我が国の労働時間は減少傾向にあり、建設業においても時間外労働時間の上限規制適用の影響などにより減少している。しかし、他産業と比較すると依然として長く、2024年は調査産業計に比べて年間約230時間、製造業に比べて約40時間長くなっている。

労働賃金の推移

京都府建設交通部指導検査課

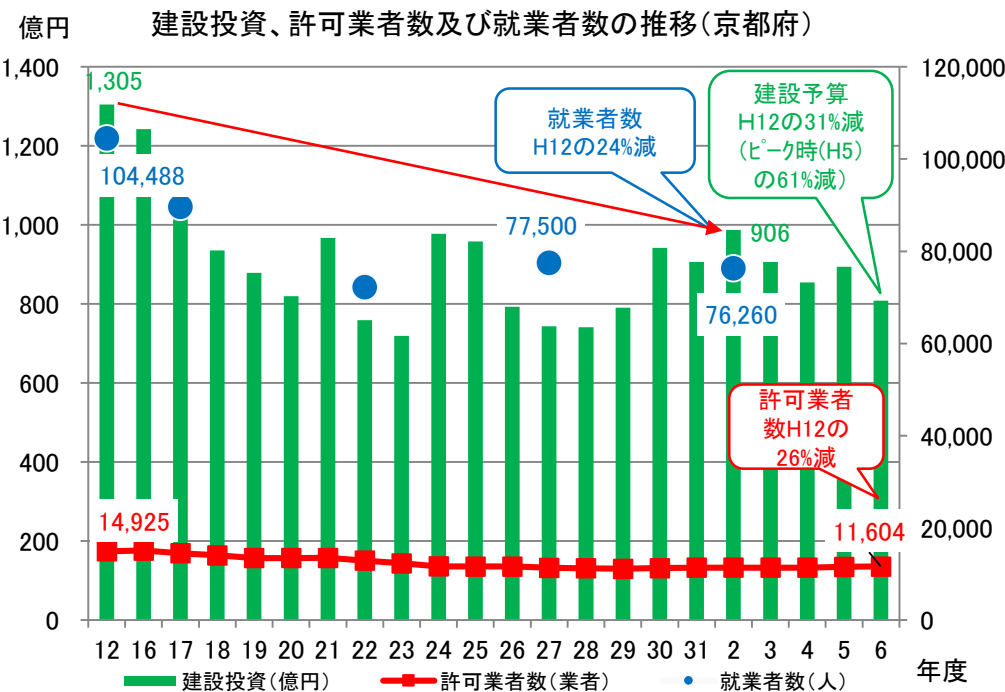


建設業の男性労働者の賃金は、建設投資の増加を背景に2014年以降上昇した。その後、2019年に一旦はピークをつけたものの減少に転じた。その後再び上昇し、2023年には大きく増加し製造業男性労働者と同じ水準となった。その一方で、建設業男性生産労働者の賃金は、依然として製造業男性生産労働者の賃金を下回っている。

公共工事設計労務単価の2025年度の全国全職種平均値は、必要な法定福利費相当額や義務化分の有給休暇取得に要する費用のほか、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映して14年連続の上昇となった。

京都府の状況：建設業を取り巻く現状と課題

- 建設業者数は、令和6年度で11,604業者で平成12年度から**26%減(全体26%減)**
- 建設業就業者数は、令和2年度で76,260人で平成12年度から**24%減(全体4%減)**
- 令和5年の建設業就業者は60歳以上が約25%(全産業22%)、29歳以下が約14%(全産業18%)と若年層が少なく、次世代の担い手確保や技術承継が課題



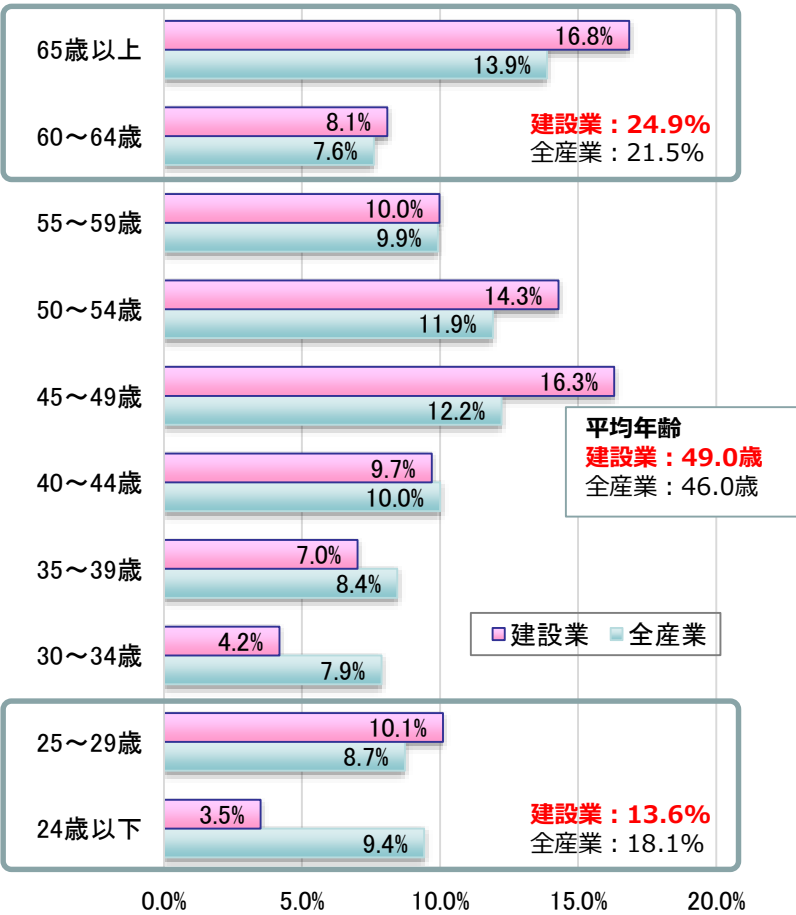
建設投資については、建設交通部最終予算額
許可業者数は、建設業許可業者数調査の結果について(国土交通省 土地・建設産業局 建設業課)より
就業者数は、京都府HP「産業(大分類)別、従業上の地位別15歳以上就業者数」より

京都府統計書

京都府内	年度	単位	数量	H13比較増減率(%)
事業所総数	H13	事業所	142,117	
	R3	事業所	110,564	-22%
従業員総数	H13	人	1,201,540	
	R3	人	1,148,970	-4%

出典:産業大分類別事業所数、従業員数

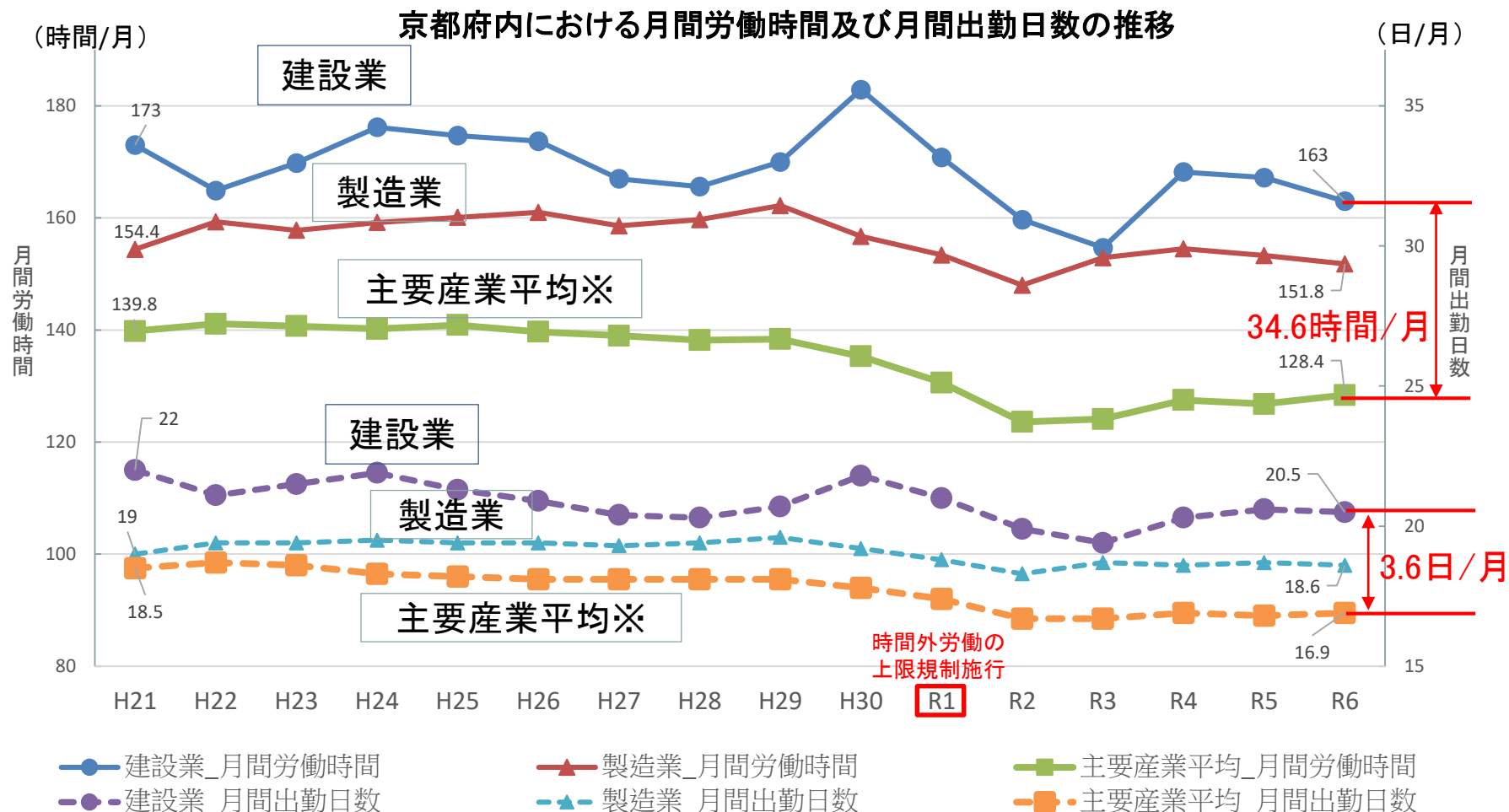
年齢階層別の就業者率(京都府、R5)



出典:京都府統計書
産業(大分類)別、年齢別、男女別有業者数
平均年齢は分布から加重平均で算出

京都府の状況：建設業を取り巻く現状と課題

○府内建設業の月間労働時間は、主要産業平均※に比べ約35時間長く、3.6日多く出勤している状況にあり、長時間労働の是正とともに生産性の向上が課題



※主要産業

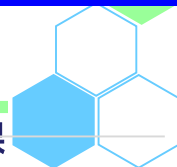
日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業(他に分類されないもの)」の16大産業

出典：毎月勤労統計調査地方調査結果(京都府企画統計課社会統計係)

求人倍率(常用雇用)

京都府建設交通部指導検査課

求人倍率 23.43
求人募集数 18人
求職者数 278人



約4.4倍

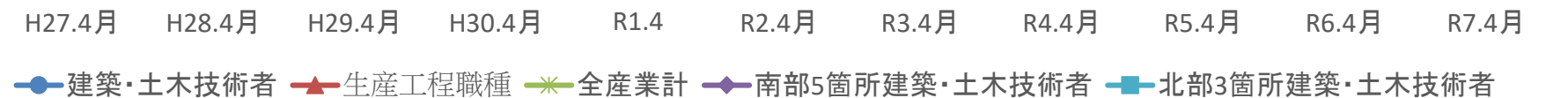
北部_建築・土木技術者

府全域_建築・土木技術者

南部_建築・土木技術者

生産工程の職業

全産業計

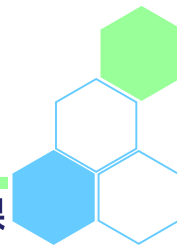


出典:京都労働局 求人・求職バランスシート&グラフ

○現在の府内建設業求人倍率6.78は全産業計1.16の約5.8倍で、慢性的に求職者が不足

⇒次世代の担い手不足が懸念

特に、北部は23.43と南部5.31に比べ約4.4倍も不足している状況 ※R7.4月時点



建設業における働き方改革と 生産性向上の取組方向

役 割

地域インフラ整備を通じて府民生活の向上や経済の持続的な成長を支える「**担い手**」
災害時に府民生活や経済活動の一日も早い再建に寄与する安心・安全の「**守り手**」

「地域インフラの整備・維持」を支える

○地域を支えるインフラ整備やメンテナンスを着実に実施



▲修繕・耐震補強



▲国道メンテナンス



▲橋梁に対する診断

「災害時の応急対応」を支える

○3月11日の震災直後より避難所の緊急耐震診断等を実施するとともに、同日午後6時には道路啓開作業を開始（仙台建設業協会）



作業後



課 題

全産業的に生産年齢人口が進む中、今後も次世代の担い手確保が必要
担い手確保を通じた「現場力」の維持が不可欠

若年層や女性の入職を促進・高齢層が働きやすい環境を整備

働き方改革

生産性向上

週休2日制工事の実施について

目 的

建設工事従事者の高齢化や若手入職者の減少など、将来の担い手確保のための建設現場における労働環境の改善に向けた取り組み。

内 容

- 休日や準備期間等を考慮した**適正な工期の設定**。
- 対象工事は、原則、適正な工期が確保できている全ての工事。
(ただし、通年維持工事や緊急対応工事等は除く)
- 令和7年9月1日以降に入札公告する工事から完全週休2日の実施を原則として発注。
(完全週休2日とは、施工に必要な期間の全ての週で、土日が閉所された状態をいう。)
- 現場の取組状況（通期の週休2日 月単位の週休2日 完全週休2日）に応じて、費用計上

京都府の取組

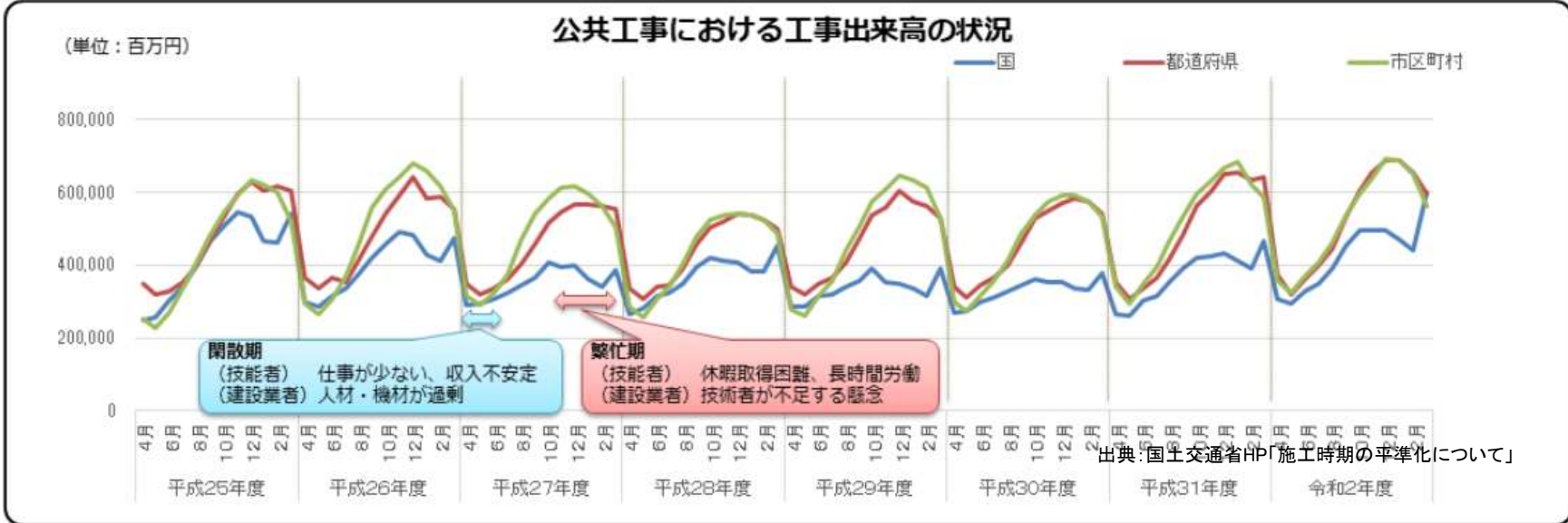
- 完全週休2日の達成により工事成績評定で加点評価。
(R7.9.1以前に入札公告した工事については、月単位の週休2日達成で加点)

週休 2 日実施状況						(件)
実施件数						
H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
3	10	89	280	376	560	651

施工時期の平準化について

目的

公共工事では、時期により工事の繁閑に大きな差が生じるため、施工時期を平準化することにより、人材や機材の効率的な活用等を促進し、働き方改革を推進するもの。



効果

- 受注者（建設業者）や技能者に期待される効果
 - ・ 年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化
 - ・ 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用、稼働率の向上による機械保有等の促進
 - ・ 繁忙期が平準化されるため、休暇が取得しやすくなる。

京都府の取組

- 債務負担行為や繰越明許費の確保・活用により、施工時期を平準化

測量・設計～維持管理まで、ICT技術の全面的な活用について

目的

人口減少や高齢化が進む中であっても、建設業の担う役割を果たすため、**建設業の賃金水準の向上や休日の拡大等による働き方改革**とともに、**生産性向上が必要不可欠**。
調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでICT技術の活用を推進し、**建設現場の生産性を2割向上**を目指す

測量

3次元測量(UAVを用いた測量マニュアルの導入)



従来測量 UAV(ドローン等)による3次元測量

施工

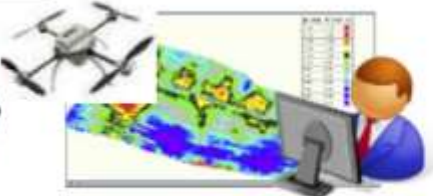
ICT建機による施工(ICT土工用積算基準の導入)



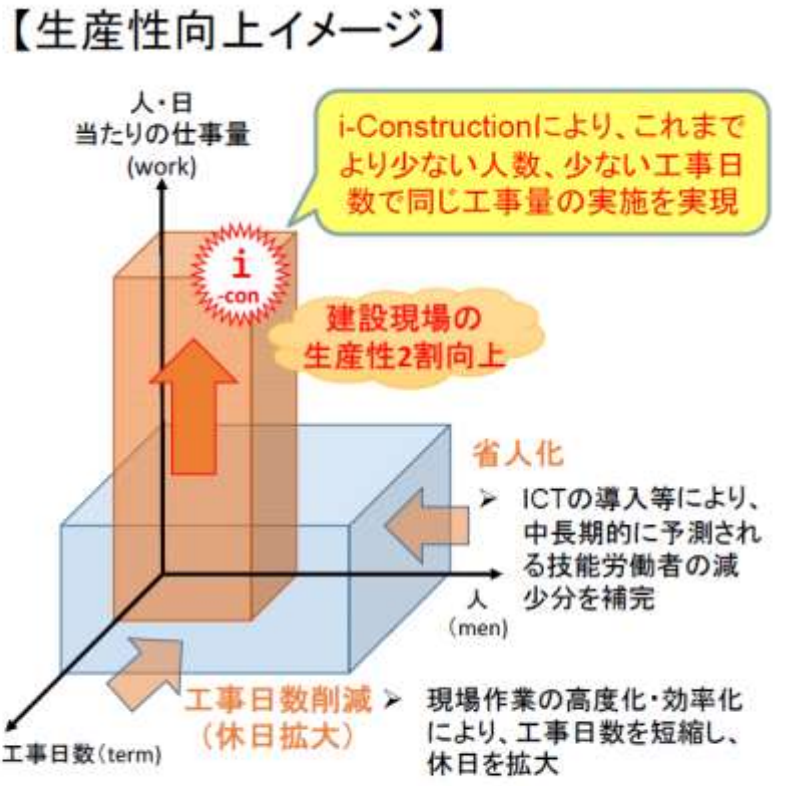
従来施工 ICT建機による施工

検査

検査日数・書類の削減



人力で200m毎に計測 計測結果を書類で確認 3次元データをパソコンで確認



ICT活用工事について①

目的

工事現場において、ICT技術を活用することで**効率化と高精度な施工を実現**するもので、建設工事での**生産性向上**を図るもの。

【現状】

ICT活用工事実施状況									(件)
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
実施件数	1	2	9	27	42	44	50	90	265

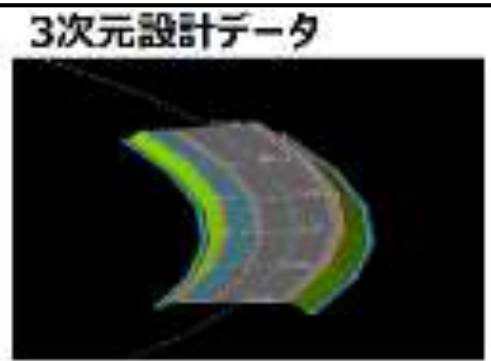
【課題】

- **対象工種の限定**
小規模工事など、**ICT施工に必要な基準類の拡充が必要**
- **ICT技術力**
受発注者双方において、**ICT技術力アップが必要**であり、デジタル人材の確保・育成が課題

3次元データ、ICT技術を活用



3次元測量技術



ICT講習会・体験会の開催(京都府主催)

目的

地域の建設業者を対象に講習会・現場体験会を開催し、建設現場でICT技術を活用するための知識を習得することで、ICT技術力の向上を図るもの。

京都府の取組

＜令和3、4年 建設DX促進事業費＞

- ・ 令和5年度 体験会 計9回開催(北部3回、中部3回、南部3回)
オンラインセミナー 令和6年1月22日に開催
- ・ 令和6年度 体験会 計10回開催
ホンキの一步8回(北部3回、中部3回、南部2回)
極みの一步(北部1回) 3Dデータ活用体験会(北部1回)
- ・ 令和7年度 体験会計8回開催予定
ホンキの一步 北部5月～23日に実施、極みの一步 北部6月13日に実施

申込締切日: 5月13日(火) 定員20名

北部

ホンキの一步 体験会

2025. 5. 21(水)

場所 丹後土木事務所別棟2階講堂 宮津市字吉原2586-2

時間 8:45～12:00

～ICTの内製化を目指しませんか?～
今回は“内製化”に焦点を当てた内容です。
実際にスキャナで点群を取得し、
3次元設計データと併せて活用することで、
更なる生産性向上を実現していただけます。
積極的なご参加お待ちしております!

<スケジュール>

8:30～	受付
8:45～9:00	開会挨拶
9:00～9:15	CONTACT説明
9:15～10:15	体験① LiDAR(レーザー)スキャナ
10:15～10:25	休憩
10:25～11:55	3次元設計データ作成・点群活用
11:55～12:00	アンケート

主催: 京都府建設交通情報推進協議会
共催: CONTACT(建設情報推進)

○主な体験会の内容

- ・ICT活用工事の概要
- ・3次元測量の体験
- ・3次元設計データ作成の体験
- ・ICT施工の体験
(最新の測量機器を用いた測量及び出来形管理の体験等)

令和6年度は6月、10月、11月、12月に舞鶴市、宮津市、亀岡市、京田辺市で計10回開催。

舞鶴市・京田辺市 2025. 5. 20(水)

会場	時間	内容
舞鶴市	9:00～10:00	体験① LiDAR(レーザー)スキャナ
京田辺市	9:00～10:00	体験② 3次元設計データ作成・点群活用
舞鶴市	10:15～11:15	体験③ 3次元設計データ作成・点群活用
京田辺市	10:15～11:15	体験④ 3次元設計データ作成・点群活用

申込締切日: 5月13日(火) 定員20名

主催: 京都府建設交通情報推進協議会
共催: CONTACT(建設情報推進)

極みの一步 体験会

開催日 6/13(土) 9:00～14:40

会場 中丹笠集会所

※体験会の体験は申し込み不要!
9:00～12:00の朝
昼食は各自でご用意ください。

CONTACTは観覧も是非ご参加ください!

CONTACTは観覧も是非ご参加ください!

CIM(Construction Information Modeling)活用について

目 的

調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全てのプロセスで3次元モデルを中心に関係者間で情報共有・活用することにより、業務の効率化・高度化を図るもの。



合意形成が速くなる
・住民説明会
・工事説明会
・関係者協議(管理者・警察等)



意思決定が速くなる
・三者会議(発注者－ゼネコン－コンサル)
・本局－事務所－出張所等
・受注者－発注者
・元請－下請

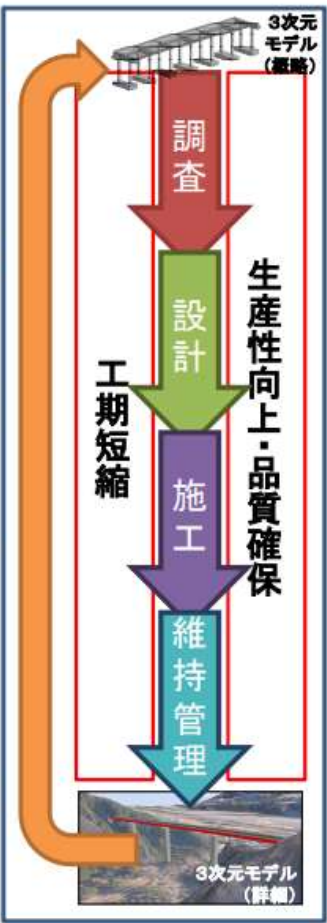


設計変更が容易になる
・数量算出の自動化等

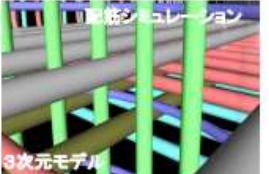
施工性が向上し工期が短縮できる
・施工計画書への反映
・施工順序等の最適化
・現場内情報共有
・仮設等安全性向上



適確な維持管理
・施工時の品質情報やセンサー情報など維持管理に必要な情報をモデルに追加することによる維持管理の効率化



設計ミスや手戻りが減る
・設計の可視化
・図面等の整合性確保
・数量算出の自動化等
・違算の防止



比較・概略検討等が容易になる
・ルート選定が容易
・概算コスト比較が容易
・国土地理院データの活用
・詳細設計への移行が容易



CIMと情報化施工のデータ連携
・3次元データの共有
・情報化施工による現場の高速化
・安全性・確実性の向上



工事現場の安全を確保
・作業現場内危険箇所の事前チェックにより事故を防止



アセットマネジメントシステムの確立・運用

建設現場における遠隔臨場の試行

目 的

遠隔臨場とはウェアラブルカメラやネットワークカメラを活用し、現場に行かずとも離れた場所から映像と音声の双方向通信を使用して「材料確認」「段階確認」「立会」をWEBで行うことで、時間削減を図るもの。

効 果

- 受注者に期待される効果
 - ・ 始業時、正午前後、終業時などの時間帯も段階確認等の立会が可能となり、待ち時間の削減が可能
- 発注者に期待される効果
 - ・ 職場と工事現場との往復時間や往復時の交通事故リスクの削減が可能

遠隔臨場のイメージ



京都府の取組

<令和3、4年度建設DX促進事業費>

- 遠隔臨場を行った工事については、工事成績評定で加点
- ウェアラブルカメラの無料貸出(1回のみ)

建設現場における電子小黒板の試行について

目的

電子小黒板は、従来現地でチョークにより実測値や撮影箇所などを小黒板に記載していた内容を電子化し、撮影時に移し込んで撮影することで省人数化や省力化を図るもの

効果

- 撮影の際の補助員不要による省人数化、小黒板不要のため高所・狭小部撮影における安全性の向上
- 撮影時に入力した管理情報により工事の写真整理を省力化し、時間外労働を削減

【従来】

【小黒板電子化の試行】

□準備
小黒板への記入



□撮影



出典：国土交通省資料

受注者

①対象工事で使用する機器(※)を発注者へ提示

※信憑性確認(改ざん検知機能)を有する機器やソフトウェア

②機器(※)を用いて工事写真撮影と小黒板情報の電子的記入

③小黒板情報の電子的記入を行った工事写真、チェックツールによるチェック結果を発注者へ納品

京都府の取組

- 電子小黒板の実施により、工事成績評定で加点評価

工事関係書類の簡素化について

目 的

工事書類を必要最小限に簡素化（スリム化）、書類の電子化、情報共有システム（ASP）の活用により、工事の円滑な施工を図るとともに受発注者間双方の働き方改革を図るもの

内 容

- 情報共有システム（ASP）とは、インターネットを利用して、受発注者間で工事施工中の情報を共有し、相互利活用できるシステム

効 果

- 従前、発注者間で行っていた手交による工事書類が、ASPの活用により、どこからでも情報共有が可能となり、移動時間や待ち時間が削減
- 受発注者ともに工事書類の決裁が画面上で行えることから、事務が効率化

京都府の取組

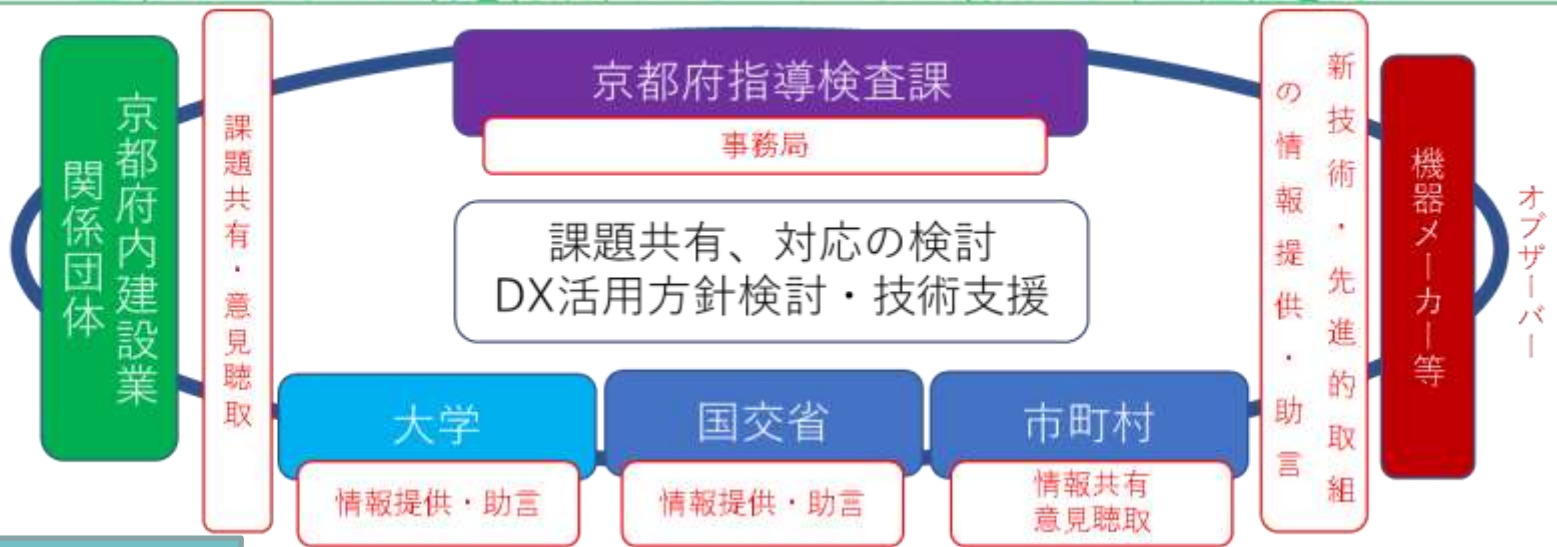
- 「提出」と「提示」する書類の明確化
- ①工事完成書類の提出を削減、②一部「提出」から「提示」へ変更、③簡素化の取組を周知徹底
- 「情報共有システム(ASP)」の活用
- 土木工事書類簡素化ガイドラインの作成、周知(R4. 4)
- 引続き書類の簡素化に取り組む。

産学官連携による京都府建設DX推進プラットフォームの設置

目 的

- ICT及びCIM活用の普及促進には関係業者に技術開発やアドバイスを行える仕組みが必要
- ICT及びCIM活用に関する先進的取組の情報共有、普及促進、課題への対応検討などを産学官の体制により推進するもの

企業のデジタル人材を育成、デジタルデータの活用により生産性を向上



京都府の取組

＜令和4年度6月補正 建設業生産性向上プロジェクト事業費＞

- 産学官による推進会議の開催（年3回程度）
- 受発注者等の求めに応じ、実践的なアドバイスを行うとともに、新たな技術の現場導入を目指した活動の実施
- 技術習得のための講習会・体験会等の立案

京都府建設DX推進プラットフォーム 好事例紹介

京都府建設交通部指導検査課

☆府HPでの建設DX好事例紹介

- ・DXPF会議は非公開で開催しているが、本会議で共有された取組事例や、DX推進に向けた課題やその対応等に関する情報は、建設産業従事者にとって有益なもの。



・京都府HP上で取組事例を公表



無線柱化工事における取組例



チルトローテータの活用事例



建設ディレクター活用事例



京都府

京都府建設DX推進プラットフォーム(好事例紹介)

京都府建設DX推進プラットフォーム好事例紹介

好事例の紹介

年月日	事例名	概要	発表者
例5.3	ICT施工のメリット、デメリットについて (PDF: 1.110581)	自社で行ったICT施工によるメリット、デメリット等の効果を紹介	(株)三洋電 (京都府)
	IoTの活用による現場管理の効率化 (PDF: 1.110582)	スマートフォンを用いた3次元点群生成を実現し、使用方法やメリット等を紹介	(株)ソーゴ・デザイン (富山県)
例5.5	職員の技能向上とスキルアップを目的としたOJTの導入 (PDF: 1.110583)	同僚員間で作業指導等に対する取組の概要と効果を紹介	紀実会 桑村建設課
	現場作業においてのICT施工の活用について (PDF: 1.110584)	現場作業が多い箇所でのレーザーセンサー等を用いた3次元モデル活用による効果を紹介	光工業(株) (京都府)
	建設現場の安全管理の徹底 (PDF: 1.110585)	現場作業の安全管理/安全対策の徹底に向けた取組の概要と効果を紹介	(株)第一土木 (京都府)
	ICTを活用した現場管理の効率化 (PDF: 1.110586)	現場作業の効率化/安全管理の徹底に向けた取組の概要と効果を紹介	(株)アース・システムズ (京都府)
例5.9	ICTを活用した現場管理の効率化 (PDF: 1.110587)	現場作業の効率化/安全管理の徹底に向けた取組の概要と効果を紹介	(株)アース・システムズ (京都府)
例6.1	ICTを活用した現場管理の効率化 (PDF: 1.110588)	現場作業の効率化/安全管理の徹底に向けた取組の概要と効果を紹介	(株)アース・システムズ (京都府)

第三次・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）

京都府建設交通部指導検査課

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像				
インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、 担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、担い手3法を改正				
担い手確保	議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正		
	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保		
	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 － 契約書記載事項 － 受注者の申出、誠実協議		
	●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化		
生産性向上	●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化		
地域における対応力強化	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）	（参考） ◇公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など		
	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】			

11

第三次・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）

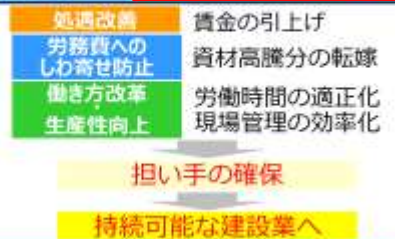
京都府建設交通部指導検査課

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。
(参考1) 建設業の賃金と労働時間
建設業※ 417万円/年 2,022時間/年 (▲15.6%)
全産業 494万円/年 1,954時間/年 (+3.5%)
(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内
[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出
・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。



法案の概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
⇒ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
⇒ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表（違反建設業者には、現行規定により指導監督）
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象（リスク）の情報は、受注者から注文者に提供するように義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制
・工期ダンピング対策を強化（著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止）
- ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る専任義務を合理化（例、遠隔通信の活用）
・国が現場管理の「指針」を作成（例、元下間でデータ共有）
⇒ 特定建設業者*や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化（ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可）



工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

京都府建設交通部指導検査課

契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書**の**法定記載事項**として明確化
- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**

契約変更条項

あり 41% なし 59%

(出典)国土交通省「適正な工費設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

契約書

第〇条 **請負代金の変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、**請負代金額の変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。

注文者

受注者

「**資材高騰のおそれあり**」

資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者**は、注文者に**請負代金**等の**変更を協議**できる。
- ➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※
- ※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**

注文者

受注者

「**変更方法**」に従って**請負代金変更の協議**

誠実な協議に努力

期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

第三次・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）

京都府建設交通部指導検査課

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律

概要

令和6年6月12日成立
令和6年6月19日公布・施行
（附則第2条の7第4号附則を除く。）

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保
働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持
適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上
新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、公共工事から取組を加速化・牽引することで、将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）
・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）
・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
・能力に応じた適切な処遇の確保
・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止
※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）
・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）
・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

入契契約の適正化に係る実効確保（国）
・国が定める入契契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）
・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）
・災害対応経験者による被害把握
・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）
・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）
・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

測量業の担い手確保

・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）

・測量業の登録に係る暴力団排除規定等

公契約大綱について

目 的

京都府は、公契約の発注者としての立場から、「公正な競争」、「地域経済への配慮」、「安心・安全の確保」のバランスのとれた入札契約制度を構築し、公共調達に求められる社会的要請に応えていくため、公契約の基本理念と発注者として主体的に取り組む具体的な内容を示すもの

京都府の取組

公正な競争の下で公共調達を行い、地域経済の活性化や府民の安心・安全の確保を実現するため、次の事項を公契約の基本とする。（令和2年7月改正）

（基本方針）

- 公正な競争並びに品質及び価格の適正の確保
- 入札及び契約の過程における透明性及びコンプライアンスの確保
- 談合その他の不正行為の排除
- 地域における雇用及び地域経済に与える効果への配慮
- 災害発生時における初期対応など地域の安心・安全の確保
- 公契約からの暴力団排除の徹底
- 建設工事の技術力、施工能力を有しない不良不適格業者の排除
- 事業活動における社会貢献の促進

（取組内容）

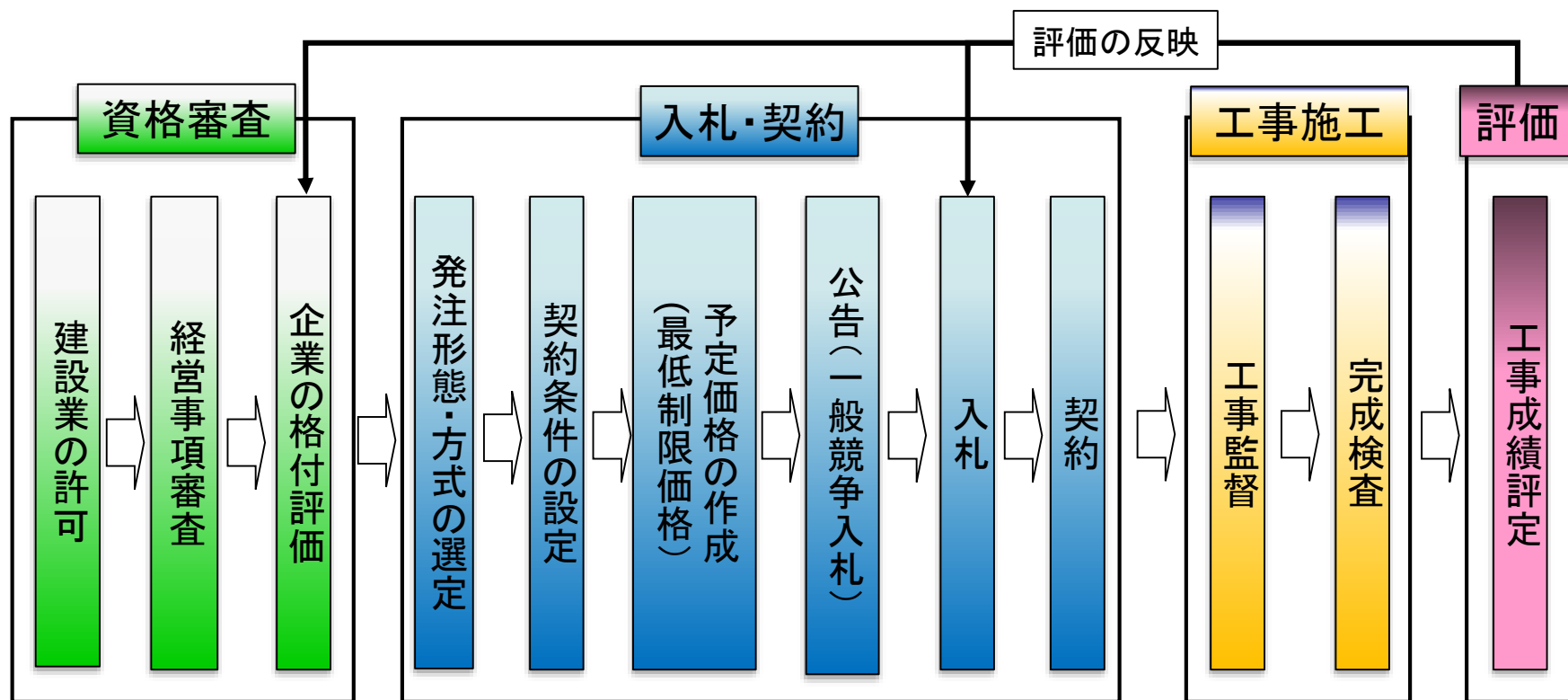
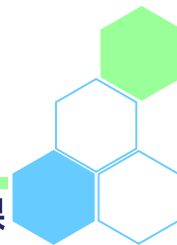
- 工事に従事する者の休日や必要な準備期間等を考慮した適正な工期等を設定
- 翌年度にわたる工期の設定など必要な取組により施工時期を平準化
- 技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業を評価・育成
- 情報通信技術の活用等により生産性を向上 など

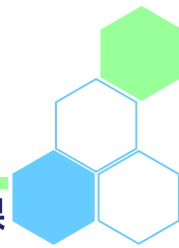


京都府の入札契約制度の概要

入札契約事務の流れ

京都府建設交通部指導検査課





公共工事設計労務単価等の改定

京都府建設交通部指導検査課

概 要

◎技能労働者の不足等に伴う労働市場の適正価格を適切・迅速に反映するため、適時に単価の見直しを実施

平成25年4月公共工事設計労務単価改定

- 全産業平均を下回る建設業の給与水準を引き上げ、ひっ迫している技能労働者の需給を改善
- 社会保険料の労働者負担分相当額の計上により、技能労働者の社会保険等への加入徹底を図る

令和7年3月公共工事設計労務単価改定

- 昨今の技能労働者等の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切に予定価格に反映するため、平成26年から12年連続で、例年4月の改定を前倒しして実施

公共工事設計労務単価等の改定

京都府建設交通部指導検査課



平成24年4月以降の推移

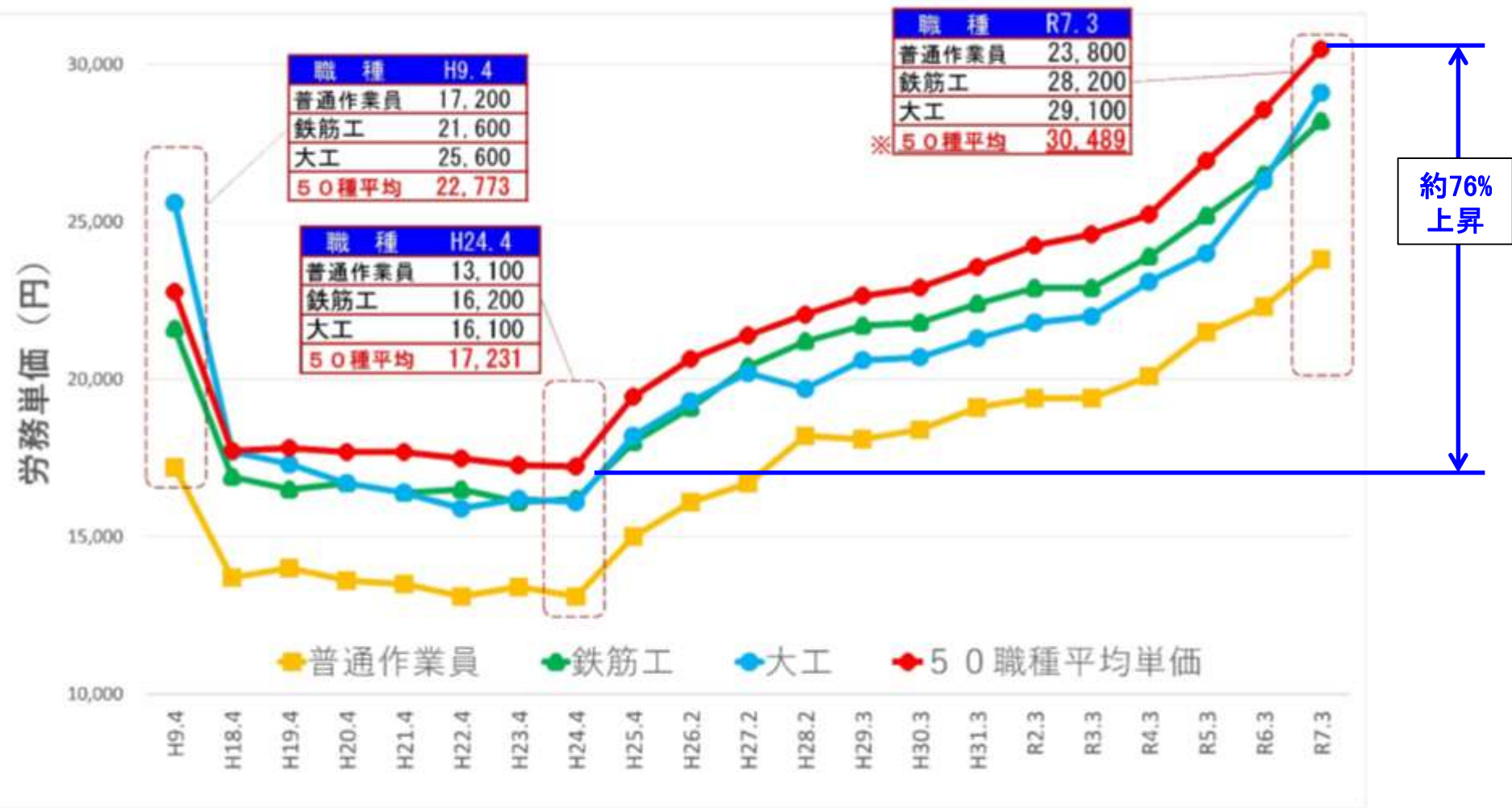
職種	H24.4単価	R6.3単価	R7.3単価	H24.4からの 上昇率
特殊作業員	16,200円	24,000円	25,700円	58.6%
普通作業員	13,100円	22,300円	23,800円	81.7%
軽作業員	10,200円	15,300円	16,400円	60.8%
とび工	17,000円	26,300円	27,600円	62.4%
鉄筋工	16,200円	26,500円	28,200円	74.1%
特殊運転手	15,900円	23,800円	25,400円	59.7%
一般運転手	14,000円	22,000円	23,500円	67.9%
型わく工	16,500円	28,400円	29,900円	81.2%
大 工	16,100円	26,300円	29,100円	80.7%
左 官	15,400円	26,900円	28,300円	83.8%
交通誘導警備員A	8,400円	16,500円	17,600円	109.5%

公共工事設計労務単価等の改定



京都府建設交通部指導検査課

公共工事設計労務単価の推移（京都府）



※交通誘導警備員A、Bは平均値を1職種として計算



低入札価格調査基準価格等について

低入札価格調査基準価格

京都府建設交通部指導検査課

新 令和4年4月改正				
直接工事費	×	0.97	}	合計 × (1+消費税率)
共通仮設費	×	0.90		
現場管理費	×	0.90		
一般管理費等	×	0.68		
設定範囲	予定価格の <u>7.5</u> /10 ~ <u>9.2</u> /10			

※予定価格1億円以上の工事及び全ての総合評価競争入札工事

最低制限価格(参考値)

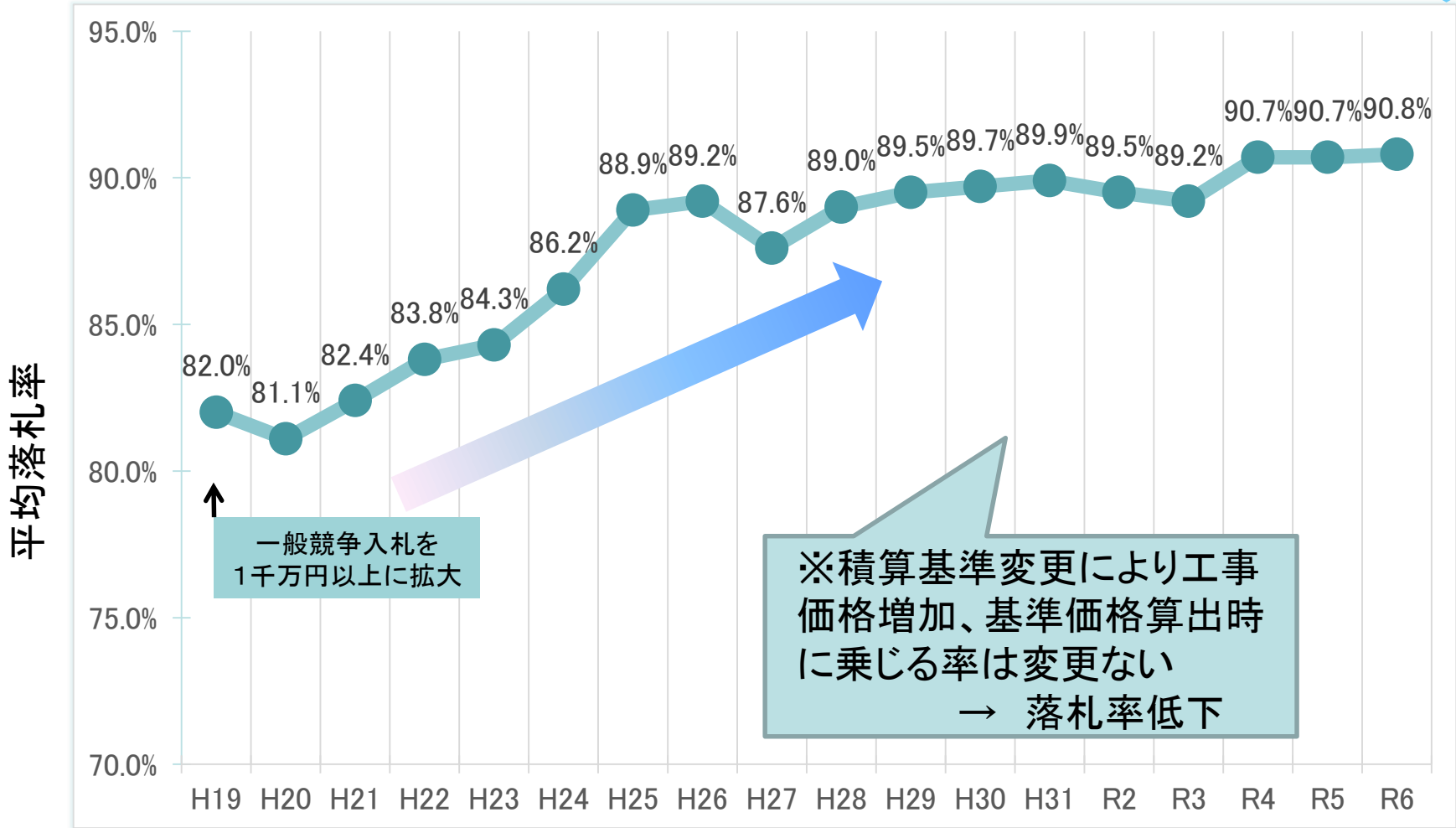
新 令和4年4月改正				
直接工事費	×	0.97		} 合計 × (1+消費税率)
共通仮設費	×	0.90		
現場管理費	×	0.90	× α	
一般管理費等	×	0.68		
設定範囲	予定価格の <u>7.5</u> /10 ~ <u>9.2</u> /10			

※予定価格1億円未満の工事(総合評価競争入札は除く)

※当面「 $\alpha=1.0$ 」として運用

平均落札率の推移

京都府建設交通部指導検査課



京都府発注建設工事の平均落札率の推移



親子会社等の同一入札への参加制限

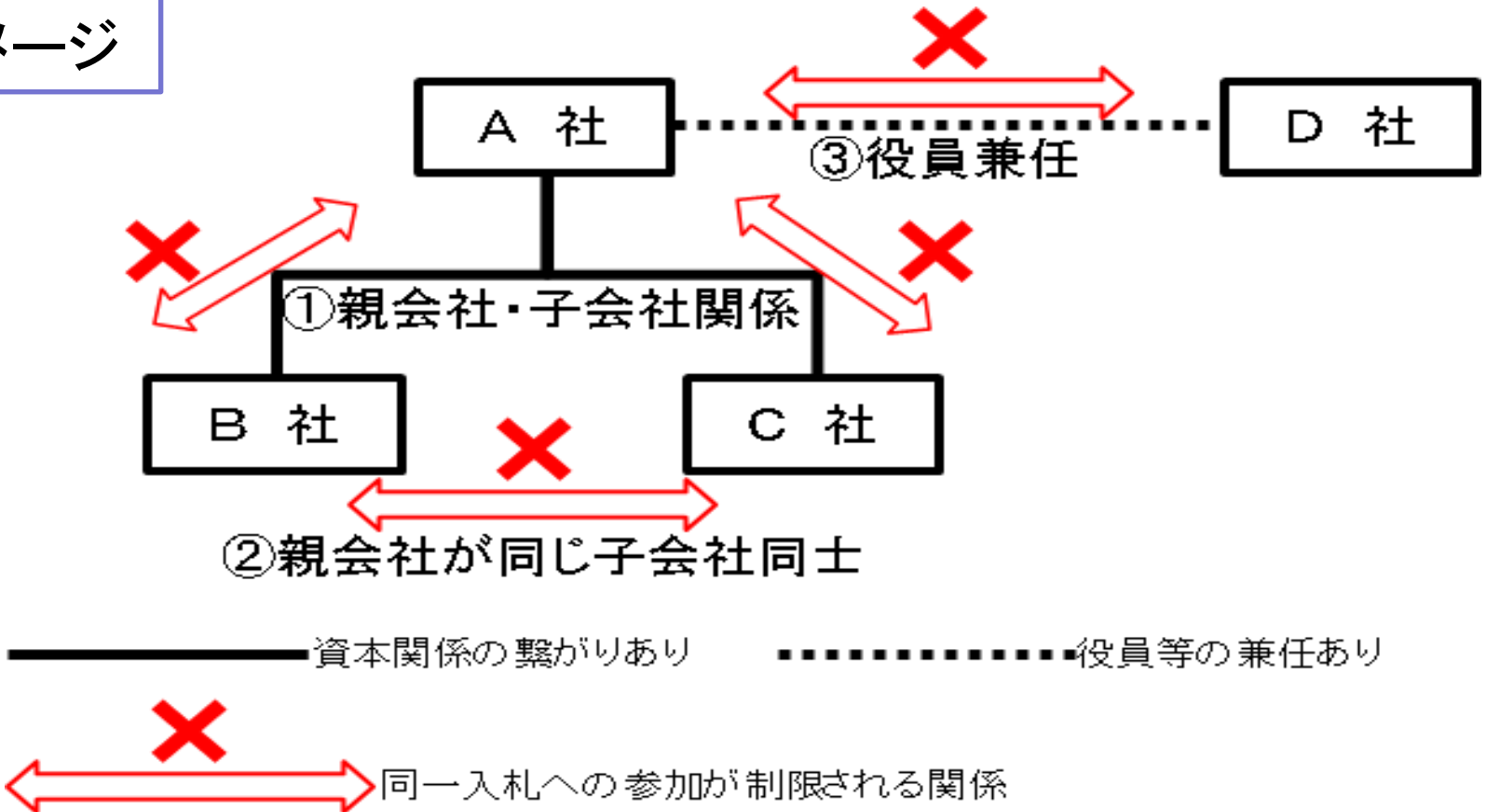
京都府建設交通部指導検査課

概要

(平成27年4月1日～適用)

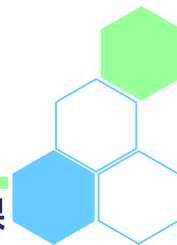
◎入札の公平性・公正性の向上に資するため、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加を制限

イメージ



親子会社等の同一入札への参加制限

京都府建設交通部指導検査課



入札公告

(●) 業態調書(別記様式4)

次のアからオまでのいずれかに該当する者がある場合、その者を別記様式4に記載すること。なお、該当する者がいない場合、別記様式4の提出は不要とする。

- ア 親会社等(会社法第2条第4号の規定による親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(会社法第2条第3号の規定による子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある者
- イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある者
- ウ 一方の会社等の役員(個人事業主及び組合の役員を含む。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている者
- エ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者
- オ その他アからエと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

親子会社等の同一入札への参加制限

京都府建設交通部指導検査課



業態調書

(第14号様式)
別記様式4

業 態 調 書

別記様式4

令和 年 月 日

京都府 土木事務所長 様

(申請者)
商号又は名称
代表者氏名 ㊞

親子会社等がありますので、以下のとおり提出します。

1 資本関係に関する事項

(1) 会社法第2条第4号の2の親会社等

商号又は名称	建設業の許可番号	
		—
		—
		—

(2) 会社法第2条第3号の2の子会社等

商号又は名称	建設業の許可番号	
		—
		—
		—

(3) 会社法第2条第4号の2の親会社等を同一とする子会社等の関係を有する会社

商号又は名称	建設業の許可番号	
		—
		—
		—

2 役員等の兼任に関する事項

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職			
役職	氏名	商号又は名称	建設業の許可番号		役職
				—	
				—	
				—	



建設工事と技術者の配置について

京都府建設交通部指導検査課

技術者の配置について

建設工事と技術者の配置について

建設工事の工事現場に配置すべき技術者や一般競争入札における配置予定技術者に関する京都府の考え方を掲載しています。(令和7年2月1日改正)

- [建設工事と技術者の配置について \(PDF: 352KB\) \[令和7年2月1日改正\]](#)
- [建設工事と技術者の配置について \(PDF: 236KB\) \[令和6年12月2日改正\]](#)
- [契約中の工事における技術者の変更について \(PDF: 123KB\)](#)
- [技術者等の兼任条件について \(PDF: 193KB\)](#)
- [監理技術者制度運用マニュアル \(国土交通省ホームページ\) \(外部リンク\)](#)

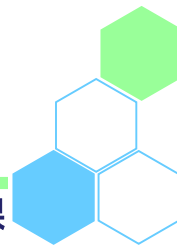
監理技術者等の専任義務の合理化について

技術者の専任が必要となる工事における監理技術者等の兼任、又は営業所技術者等と監理技術者等を兼任することができる場合の考え方を掲載しています。(令和7年1月1日適用)

- [監理技術者等の専任義務の合理化について \(PDF: 526KB\)](#)
- [人員の配置を示す計画書 \(別記様式1\) \(エクセル: 40KB\)](#)
- [専任特例2号の場合の監理技術者の配置に関する届出書 \(別記様式2\) \(ワード: 23KB\)](#)

技術者の配置要件

京都府建設交通部指導検査課



○**監理技術者**の配置が必要となる**下請契約金額**

建築一式工事以外	5,000万円
建築一式工事	8,000万円

当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請総額5,000万円(8,000万円)以上となる場合は、主任技術者に代え監理技術者を配置しなければならない

○**専任**の現場配置技術者を必要とする**請負代金額**

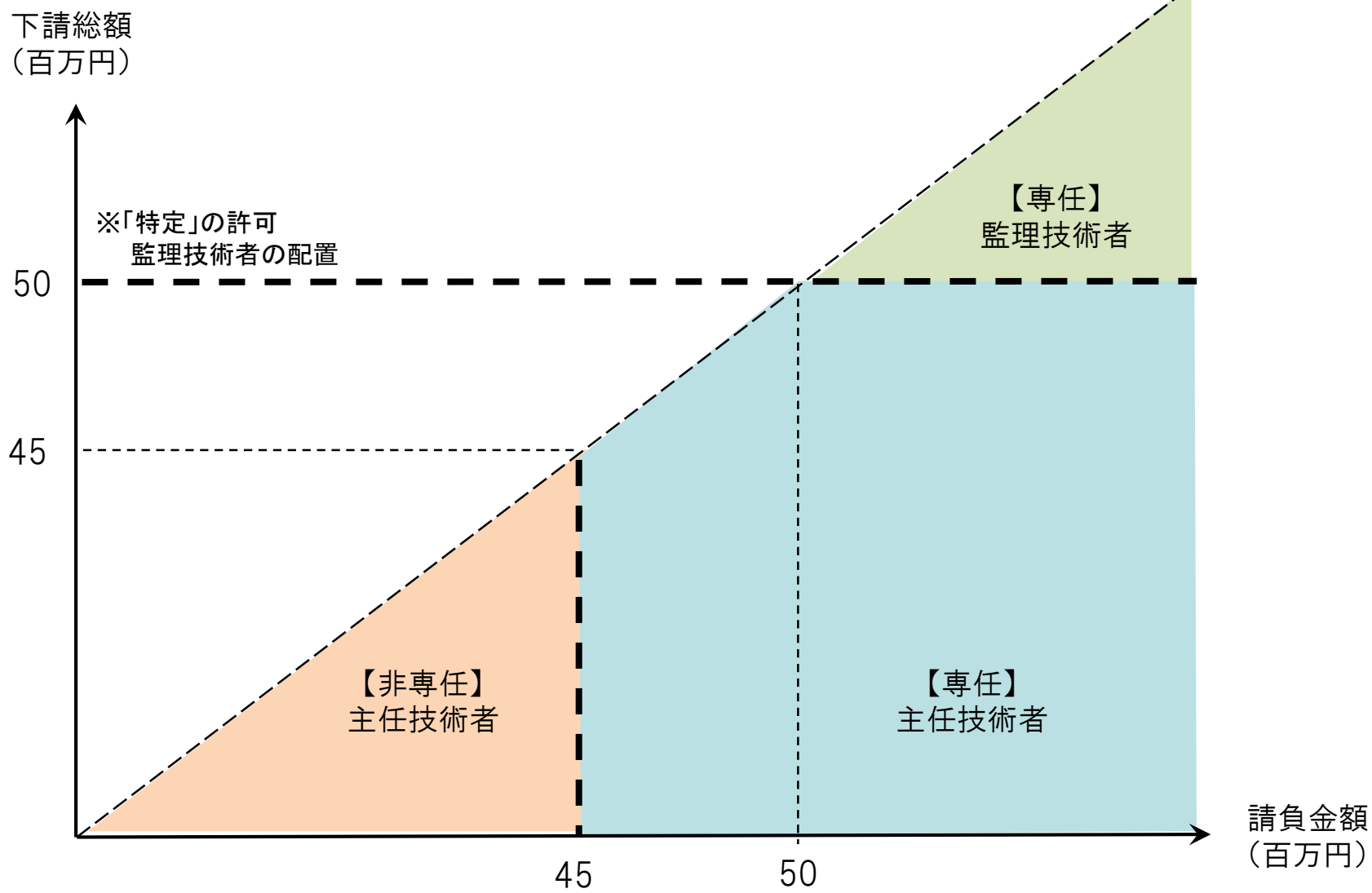
建築一式工事以外	4,500万円
建築一式工事	9,000万円

※建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令
(令和7年2月1日施行)

技術者の配置要件(建築一式工事以外)

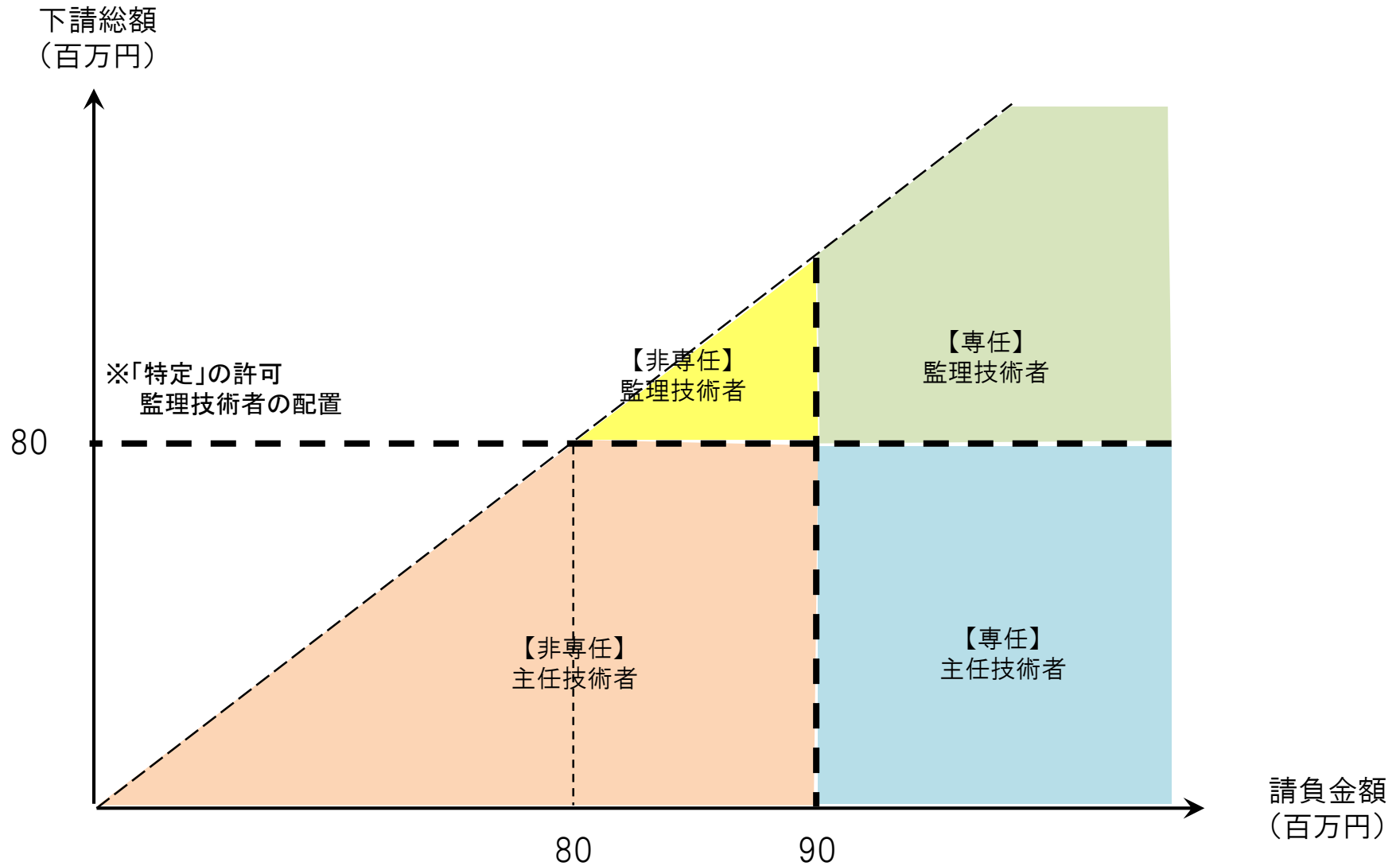
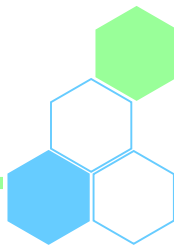


京都府建設交通部指導検査課



技術者の配置要件(建築一式工事)

京都府建設交通部指導検査課



技術者等の兼任条件について

京都府建設交通部指導検査課



主任技術者が複数工事を兼任できる主な条件					
兼任する工事 の技術者要件	全て非専任工 事 の 場 合	条件なしで兼任可。			
	専 任 工 事 を 含 む 場 合	①近接関連工事の場合の兼任（建設業法施行令第27条第2項） 近接関連工事(※) であり、かつ 2件程度 まで。（ 監理技術者を配置する工事には適用不可 ）			
		②ICT活用による複数の専任工事の兼任（建設業法第26条第3項第1号） 建設業法第26条第3項第1号に規定する要件 を満たす工事であり、 2件 まで。			
		③監理技術者補佐の配置による複数の専任工事の兼任（建設業法第26条第3項第2号） 全ての工事に 監理技術者補佐を配置する等の要件 を満たす工事であり、 2件 まで。 （ 主任技術者を配置する工事には適用不可 ）			
現場代理人が複数工事を兼任できる主な条件					
件	数	2件 まで。			
発	注	者	京都府又は国、地方公共団体等の発注工事に限る。 （京都府以外の発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼任を了承していること。）		
現	場	代	理	人	兼任するいずれかの現場に駐在 すること。
連	絡	員	兼任する府の工事現場に 現場代理人又は連絡員が駐在 すること。 （連絡員は、元請業者の社員の他一次下請負業者の社員でも可能としますが、ガードマン、一次以外の下請負業者の社員等は連絡員にはなりません。）		
兼任する工事 の技術者要件	全て非専任工 事 の 場 合	同一土木事務所管内 であり、かつ 当初請負金額の合計が4,500万円 （建築一式工事は9,000万円） 未満の工事 であること。			
	専 任 工 事 を 含 む 場 合	近接関連工事(※) であること。			

詳細条件は
「建設工事と技術者の
配置について」による

詳細条件は
「建設工事と技術者の
配置について」による

（※） 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事

専任工事における監理技術者等の兼任制度

京都府建設交通部指導検査課



1. 複数の専任工事における監理技術者等の兼任

① ICT活用による兼任 (専任特例1号)

- 主任技術者又は監理技術者
- ICT措置等(※1)を全ての建設工事で実施
- 兼任工事数は2以下
- 現場間の移動距離が概ね2時間以内

(※1)次頁の①～⑦

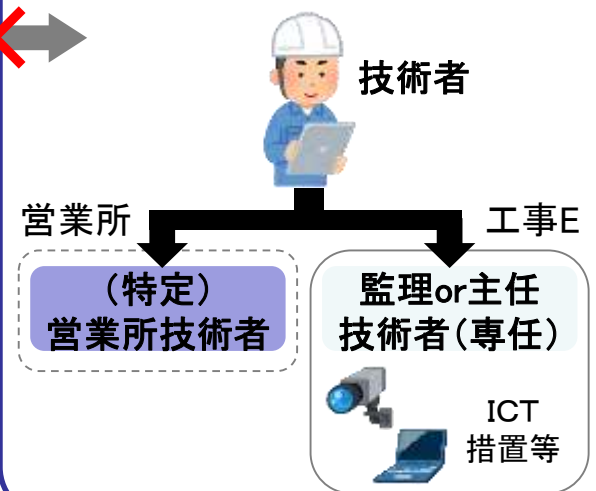
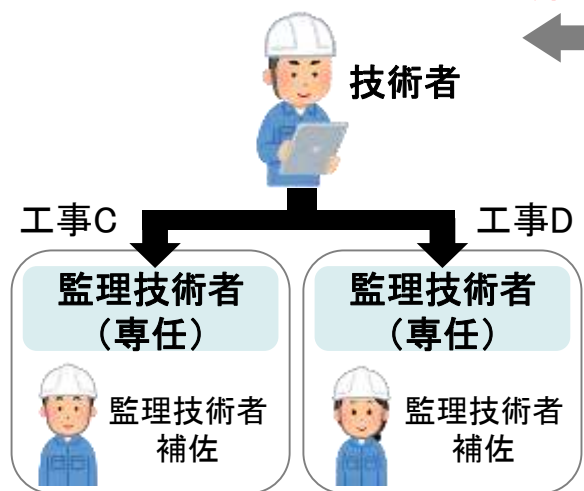
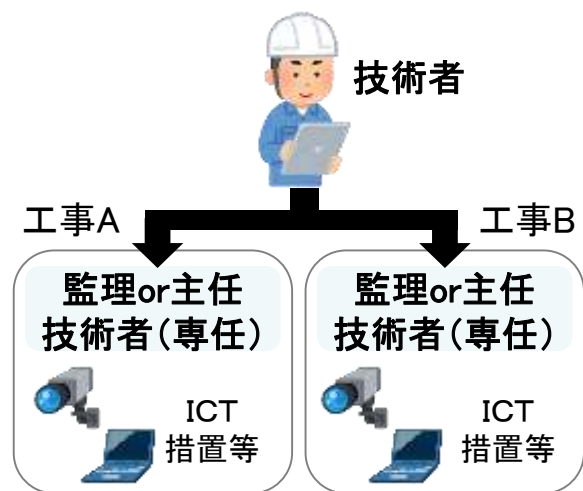
② 監理技術者補佐の配置による兼任(専任特例2号)

- 監理技術者のみが対象
- 監理技術者補佐を全ての建設工事に配置
- 兼任工事数は2以下
- 同一土木事務所管内の公共工事

2. 営業所技術者等と監理技術者等の兼任

- 主任技術者又は監理技術者
- ICT措置等(※2)を建設工事で実施
- 兼任工事数は1以下
- 営業所と現場間の移動距離が概ね2時間以内

(※2)次頁の①～⑨





専任工事の主な兼任要件

京都府建設交通部指導検査課

【専任特例1号、営業所技術者等】 建設業法第26条第3項第1号、同法第26条の5

- ① 各建設工事の請負代金の額が1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)であること
- ② 工事現場間(又は営業所と工事現場間)の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、移動時間が概ね2時間以内であること
- ③ 下請次数が2以内であること
- ④ 連絡員を各工事現場(又は営業所と工事現場)に置いていること
- ⑤ 工事現場の施工体制を遠隔から確認するための措置(CCUS等)を講じていること
- ⑥ 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場に備え置くとともに、営業所で一定期間保存すること
- ⑦ 遠隔から工事現場の状況の確認をするための情報通信機器が設置され、通信環境が確保されていること(スマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムでOK)

＜以下は営業所技術者等との兼任の場合のみ＞

- ⑧ 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事
- ⑨ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

【専任特例2号】 建設業法第26条第3項第2号

- I. 監理技術者補佐をすべての工事現場に専任で配置すること。
- II. すべて公共工事であること。
- III. 兼任する工事の請負代金の額が右表の上限額未満であること。
- IV. 工事現場がすべて同一土木事務所管内にあること。
- V. 総合評価競争入札によるものではないこと(府発注工事の場合)。

業種区分	上限額
土木一式工事(PC工事を除く)、舗装工事、造園工事	1.2億円
建築一式工事	3.0億円
電気工事、管工事	1.5億円
その他	5.0億円



配置予定技術者調書等の変更

京都府建設交通部指導検査課

入札事務の負担軽減のため、次のとおり取り扱いを変更します。

- ・配置予定技術者調書(様式)の変更
(同時に入札参加する工事等の記載を省略)
- ・技術者の資格・雇用関係等を証する書類の提出時期の変更
(落札決定後に、実際に配置する予定の技術者分のみを提出・審査)

【入札参加資格申請時】

【入札参加資格申請時】

【落札決定後】

配置する技術者のみ
提出・審査

すべての技術者の関係資料を提出



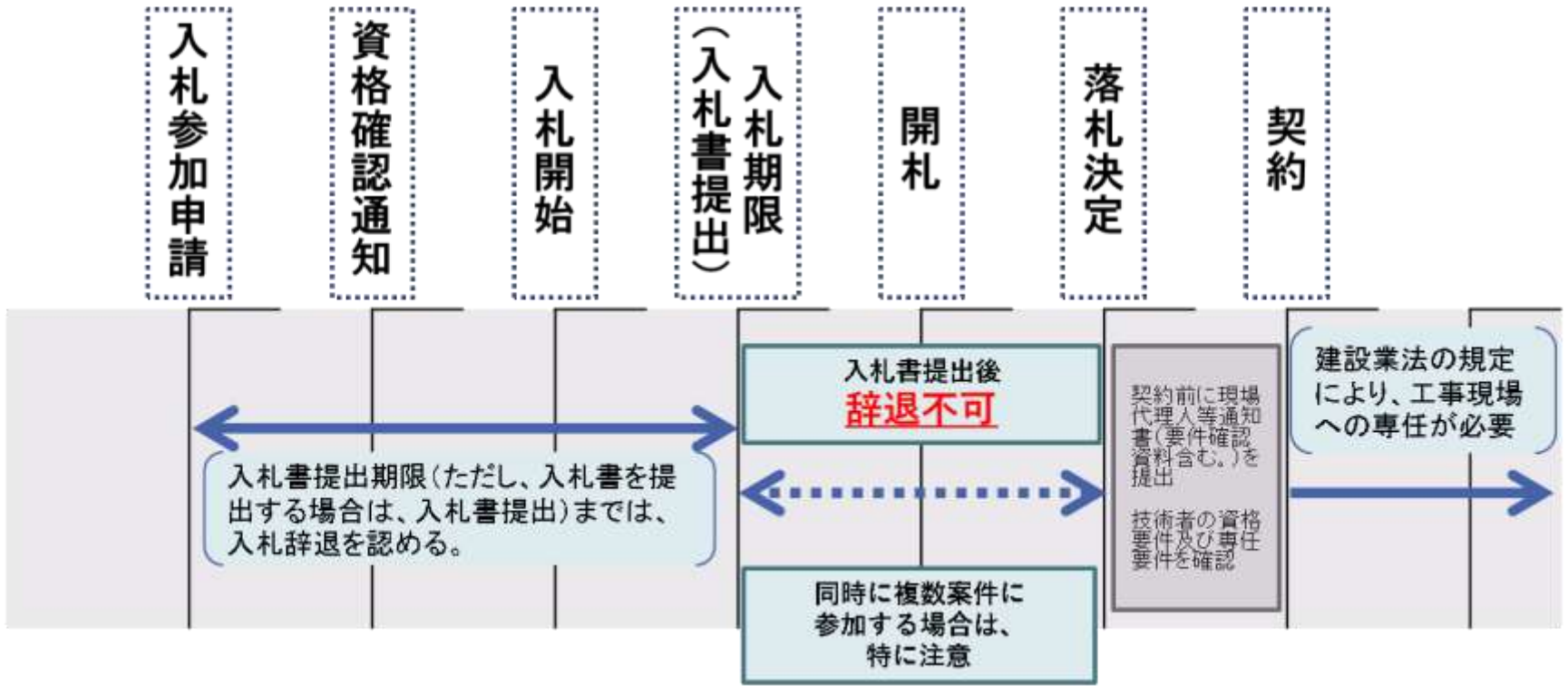
配置予定技術者調書等の変更

京都府建設交通部指導検査課

京都府では、入札書提出後の辞退を認めていません。

- ・入札期間が重複する複数工事に応札し、結果、複数案件を同時に落札するなど、配置予定技術者が配置できない場合も、辞退できませんので御留意願います。

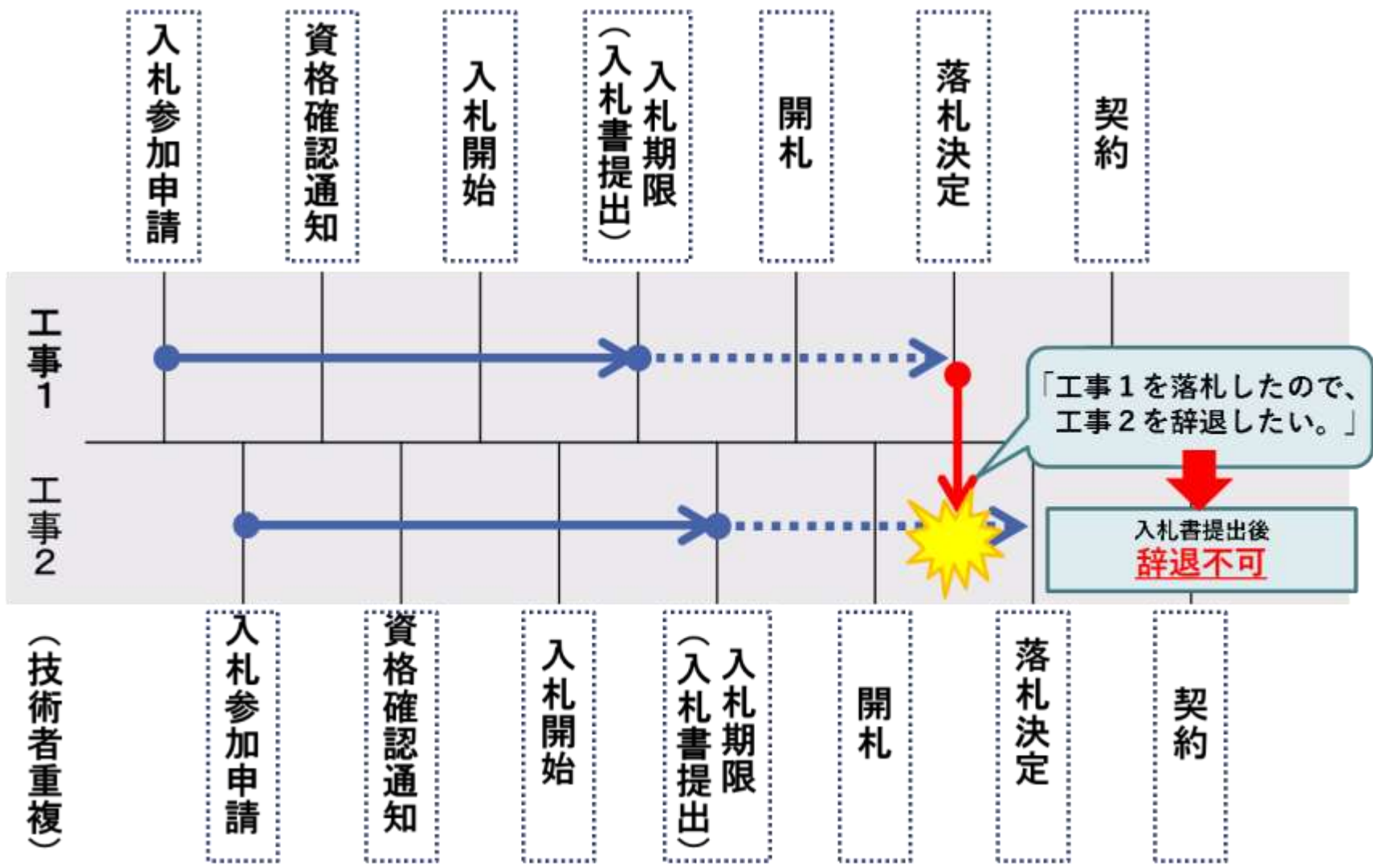
※落札決定後、技術者が配置できない場合は「違約金の徴収」や「指名停止措置」の対象となることがあります。





配置予定技術者調書等の変更

京都府建設交通部指導検査課





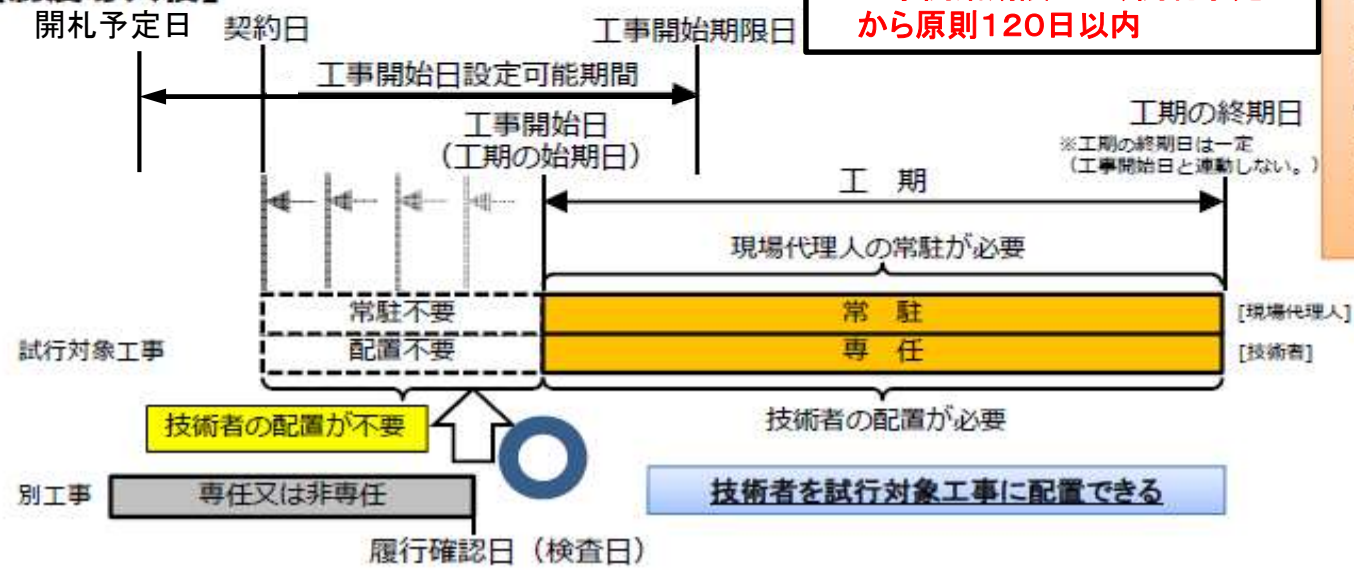
フレックス工期による契約方式を試行する建設工事の改正

京都府建設交通部指導検査課

【制度導入前】

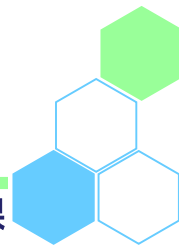


【制度導入後】



フレックス工期

- ・受注者が一定期間内で工事開始日を選択することができます。
- ・工事開始日までは、技術者の配置が不要となります。
- ・技術者等配置に支障がなければ、契約日の翌日を工事開始日とすることができます。



社会保険加入推進対策

京都府建設交通部指導検査課

1. 目的

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

2. 京都府のこれまでの取組み

- 平成24年8月：公契約大綱に基づき、元下関係適正化指針を策定し、社会保険への加入を規定
施工体制台帳で下請業者の社会保険加入状況を確認し、未加入の場合は元請業者に下請業者の保険加入を指導
- 平成25年7月：一般競争入札への参加要件に社会保険等への加入を追加
- 平成27年4月：入札参加資格要件に社会保険等への加入を追加（元請からの排除の徹底）
- 平成29年7月：元下指針を改正し、下請工事契約時チェックリストに社会保険等に関する加入状況項目を追加
- 平成30年10月：契約書において一次下請けを社会保険等加入企業に限定する項目を追加

※令和2年10月に建設業許可の要件に、社会保険の加入が追加されました。

3. 京都府の令和2年度以降の取組み

（令和2年10月1日以降に公告する工事から適用）

- 契約書において、府発注工事の受注者（工事）に対し、契約締結時に、当該工事に係る法定福利費を明示した「請負代金内訳書」の提出を求める項目を追記（令和2年7月1日改正）
- 社会保険等に未加入である建設業者が下請負人になることを全面的に禁止
- 一次下請負人において、社会保険等未加入による契約違反となる場合、指名停止や成績評定の減点を行う

（令和3年4月1日以降に公告する工事から適用）

- 二次以下の下請負人において、社会保険等未加入による契約違反となる場合、指名停止や成績評定の減点を行う

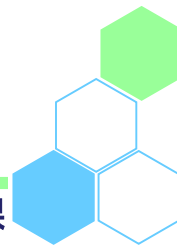


社会保険加入推進対策

京都府建設交通部指導検査課

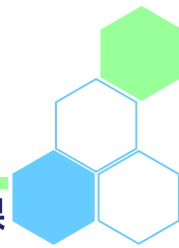
4. 加入推進のロードマップ

	平成30年度 まで	平成31年度	令和 2 年度	令和 3 年度以降
これまでの 取組	・元下指針改正(H29.7)※により、元請負人、監督員のチェック強化 ※下請工事契約時チェックリストに、社会保険等に関する加入状況項目を追加 ・契約書改正(H30.10.1)により、一次下請を社会保険等加入企業に限定			
下請企業を 社会保険等 加入企業に 限定			全下請を社会保険等加入企業に限定 ※R2.10.1以降入札公告行う案件から適用	
法定福利費 の内訳明示			請負代金内訳書において 法定福利費の内訳明示を義務化 【R2.7.1契約書改正】 ※ R2.10.1以降入札公告行う案件から適用	
ペナルティの 実施			一次下請負人において、 指名停止や成績評定の減点を行う ※ R2.10.1以降入札公告行う案件から適用	
			二次以下の下請負人において、 指名停止や成績評定の減点を行う ※ R3.4.1以降入札公告行う案件から適用	



その他留意事項

その他留意事項



工事内訳書作成上の留意点等

京都府建設交通部指導検査課

内訳書調査の厳格化

◎平成24年2月1日以降開札の工事等において工事内訳書調査の厳格化を実施

- ・入札書と合わせて提出する「内訳書」は、適正な価格で入札を行う根拠資料として重要な書類
- ・内訳書は、入札書と同様、発注機関で有効と判断されなければ、その提出した入札書は「無効」

関係法令

○建設業法

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、(略)、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

○京都府工事等競争入札心得

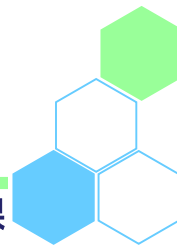
(入札等)

第7条

4 入札者は、(略)、入札に際し、(略)工事費内訳書を必ず持参し、これらを提示しなければならない。ただし、必要と認められる場合においては、内訳書の提出を求めることがある。

工事内訳書作成上の留意点等

京都府建設交通部指導検査課

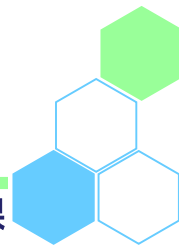


有効としない内訳書（内訳書の未提出等）

- 内訳の全部又は一部が提出されていない場合
- 内訳書とは無関係な書類が提出された場合
- 他の工事等の内訳書である場合
- 内訳書が白紙である場合
- 内訳書が特定できない場合
- 内訳の記載が全くない場合

【有効としない内訳書の事例】

- ・内訳書の一部が未記載となっている。
- ・附帯工事があるのに、その内訳書が未添付。
- ・対象工事と他工事の内訳書が混ざって提出。
- ・表計算ソフトにおいて、他のシートに他工事の内訳書がある。



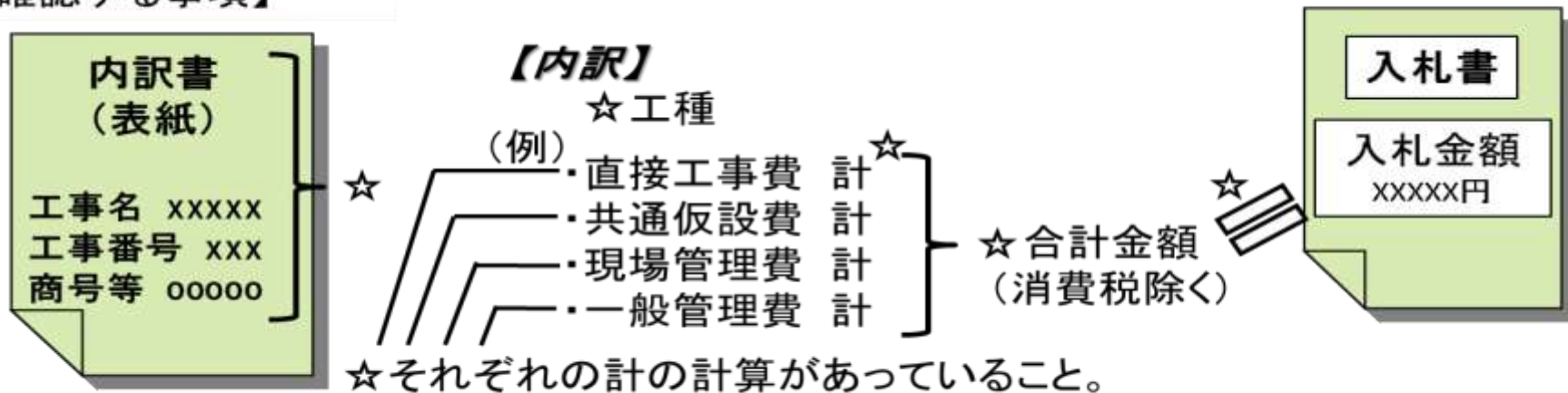
工事内訳書作成上の留意点等

京都府建設交通部指導検査課

有効としない内訳書(内訳書内容の不備)

- 内訳に必要な工種が未記載又は誤りがある場合
- 内訳書の縦計算及び合計額に誤りがある場合
- 入札書記載金額と内訳書の合計額が相違する場合
- 値引きなどマイナス表示が記載されている場合
(スクラップ控除等マイナス計上すべきもの、又は入札書記載金額と一致させるために千円未満の端数进行处理したものは有効とする。)
- 表紙がない場合
- 工事番号又は工事名に誤りがある場合
- 名前又は商号に誤りがある場合

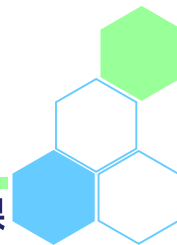
【確認する事項】



【「☆」の事項に間違い等があれば、内訳書は有効としません。】

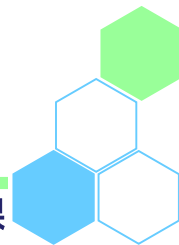
工事内訳書作成上の留意点等

京都府建設交通部指導検査課



実際に無効となった例

- 内容が不明な値引き
→ 企業努力による値引きにおいても根拠を明確に
(直接工事費から出精値引するのではなく、努力した項目において、値引き後の金額を記載する。)
- 縦計算の誤り
→ エクセルの自動計算ミスが多い。行挿入、削除により計算式が壊れたものを、そのまま添付している。
(検算してから提出する。)
- 必要な工種の未記載
 - 重要構造物の計上漏れ
 - 附帯工事一式の記載漏れ



工事請負契約書のポイント

京都府建設交通部指導検査課

請負契約書に記載すべき内容

建設業法第19条第1項の規定により、契約の内容を明示した適正な契約書の作成が必要

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑤ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑦ 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑩ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期
- ⑪ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑫ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑬ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑭ 契約に関する紛争の解決方法

令和2年10月1日以降
入札公告を行う案件から適用

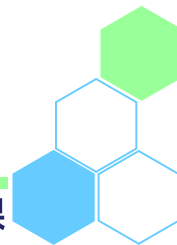


健康保険、
厚生年金保険
及び雇用保険
に係る
法定福利費
を明示する

出典：適正な下請契約に向けて
（近畿地方整備局）

工事請負契約書のポイント

京都府建設交通部指導検査課



請負契約書の形態

請負契約書については、次のいずれかの方法により、書面での作成が必要

公共工事・民間工事とも

契約内容を以下のいずれかの書面で作成します。



個別契約書



注文書・請書



基本契約書



注文書・請書

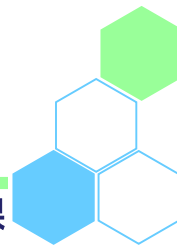


基本契約約款



建設工事標準請負契約約款の改正

京都府建設交通部指導検査課



民法について、制定以来約120年ぶりに改正が行われ、この改正法は令和2年4月1日から施行されました。

これを踏まえ、中央建設業審議会が作成し、その実施を勧告する建設工事標準請負契約約款についても改正が行われました。

この改正約款については、改正民法同様、令和2年4月1日より施行されました。

建設工事標準請負契約約款 改正概要

○民法の改正内容への対応

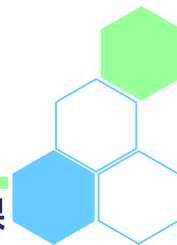
1. 譲渡制限特約
2. 契約解除
3. 契約不適合

○建設業法改正への対応

(R2.10.1 施行)

1. 譲渡制限特約(第5条関係)

京都府建設交通部指導検査課



改正約款では、受注者が「前払金や部分払等によってもなおこの工事に必要な資金が不足すること」を疎明したときは、発注者に対し承諾を義務づける一方、受注者には「譲渡により得た資金を当該工事以外に使用してはならないこと」等を義務づけています。

また、特約違反(使途疎明・資金使途違反含む)の場合における発注者の約定解除権が規定されました。

〈現行約款〉

第1項 譲渡制限特約

- ▷ 発注者が承諾した場合を除き、
債権譲渡等は禁止
- 前払金や部分払など資金調達円滑化の
ニーズに対応する制度が既に設けられて
いる。

〈改正約款〉

第1項 譲渡制限特約

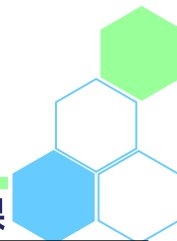
- ▷ 発注者が承諾した場合を除き、
債権譲渡等は禁止

第3～4項 承諾義務と当該工事使用義務

- ▷ 受注者が前払金や部分払等によってもなお資金不足であることを疎明した場合、特段の理由がある場合を除き、発注者に承諾義務が課される(第3項)
- ▷ 受注者は、債権譲渡により得た資金を当該工事以外へ使用してはならず、また、使途疎明資料を発注者に提出する義務が課される(第4項)

2. 契約解除(第47条、第48条、第49条関係)

京都府建設交通部指導検査課



○発注者の解除権について

改正約款では、解除について「催告解除」と「無催告解除」に分けて規定されました。

【改正約款概要一覧表】

※ 現行約款第47条(発注者の解除権)との比較

(無催告解除については、改正民法第542条(催告によらない解除)との比較を記載)

○催告解除

改正 47条	解除要件(概要)	現行 47条
1号	債権譲渡の使途疎明違反	- ※1
2号	工事未着手	1号
3号	工期内完成不能等	2号
4号	技術者未設置	3号
5号	契約不適合の履行追完なし	- ※2
6号	契約違反	4号

※1 譲渡制限特約にかかる解除

※2 工事完成後(契約不適合責任)の解除

○無催告解除

改正 48条	解除要件(概要)	現行 47条	民法 542条
1号	承諾なしの債権譲渡	- ※1	-
2号	債権譲渡の資金使途違反	- ※1	-
3号	明らかな完成不能	-	1号
4号	契約不適合の追完不能	- ※2	-
5号	受注者の履行拒絶	-	2号
6号	受注者の一部履行不能等	-	3号
7号	特定の履行期限の経過	-	4号
8号	催告による是正見込みのない明らかな履行不能	-	5号
9号	暴力団への債権譲渡	(6号)	-
10号	受注者からの解除の申出	5号	-
11号	暴力団との一定の関係	6号	-

○発注者の解除権行使と受注者の帰責事由について

改正約款では、発注者の解除権の行使に「受注者の帰責事由」が不要となりました。

また、発注者に帰責事由がある場合は、解除不可と規定されました(改正約款第49条)。

3. 契約不適合(第45条、第57条関係)

京都府建設交通部指導検査課

○契約不適合責任について

改正約款では、「修補又は代替物の引渡しによる履行の追完請求」と「催告しても履行の追完がなされない又は追完不能の場合における代金減額請求」が規定されました。また、「損害賠償請求」や一定の条件において「契約の解除」ができることも規定されました。

〈現行約款〉

瑕疵



- ・修補請求
- ・損害賠償請求
- ・修補請求＋損害賠償請求

※建物その他の土地工作物は、瑕疵があっても解除不可

〈改正約款〉

種類又は品質に関する契約不適合



- ・履行の追完請求
 - ・修補
 - ・代替物の引渡し

※履行の追完を催告しても応じない場合

- ・代金減額請求

※履行の追完請求が
不能な場合等

※「履行の追完請求」や「代金減額請求」は、損害賠償請求と契約解除の権利行使を妨げない。

(中央建設業審議会総会資料を参考に作成)

○契約不適合責任期間等について

改正約款では、木造とコンクリート造等の区別が廃止されました。また、期間は現行約款と同様、原則2年と規定されました。

建設業法の改正に伴う措置について(R2.10.1 施行)

京都府建設交通部指導検査課

○ 工事を施工しない日・時間帯の契約書への記載(契約書部分関係)

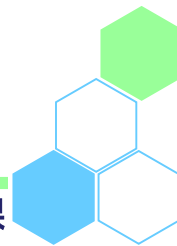
建設業法第19条(契約書に記載すべき事項)に、「工事を施工しない日又は時間帯を定めるときはその内容」が追加されたことを踏まえ、約款の契約書部分に当該事項が追加された。

○ 受注者による監理技術者補佐の選任、通知義務(第10条関係)

今回新たに監理技術者を補佐する者について規定されたところ。現行約款においても監理技術者や主任技術者、専門技術者の名前を発注者に通知することとしており、監理技術者補佐についても、配置する場合はその氏名を通知することと規定された。

○ 著しく短い工期設定の禁止(第21条関係)

改正建設業法において、著しく短い工期による請負契約の締結が禁止されたことを踏まえ、変更契約においても、変更後の契約が通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間の工期設定を禁止することが規定された。



総合評価競争入札制度について

様々な入札方式等

京都府建設交通部指導検査課



入札方式

落札方式

運 用

一般競争入札

価格競争

総合評価

価格以外の要素(品質)と価格とを総合的に評価して落札者を決定

適切で確実な施工を行う能力が求められる技術的な工夫の余地が小さい工事を対象

標準型

工事の品質をより高めるための技術的な工夫の余地が大きい工事を対象

技術重視型

評価項目
+簡易施工計画書

地域活性型

評価項目

予定価格
事前公表

予定価格
事後公表

指名競争入札

価格競争

公募型
指名競争入札

価格競争

予定価格
事前公表

受注者の技術的適正や受注意欲を指名に反映(測量等業務)

総合評価落札方式

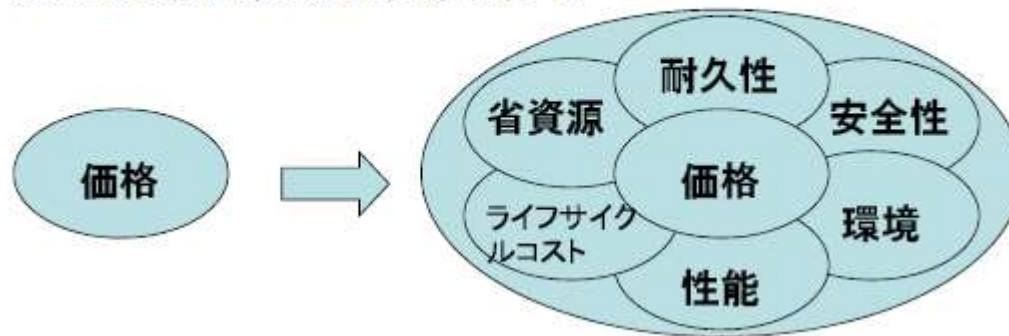
京都府建設交通部指導検査課

公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)

第3条(基本理念)

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

※工事の品質とは、建設される構造物だけでなく、その施工方法や安全対策、環境対策等も含む



従来の一般競争入札

総合評価方式競争

予定価格別整理

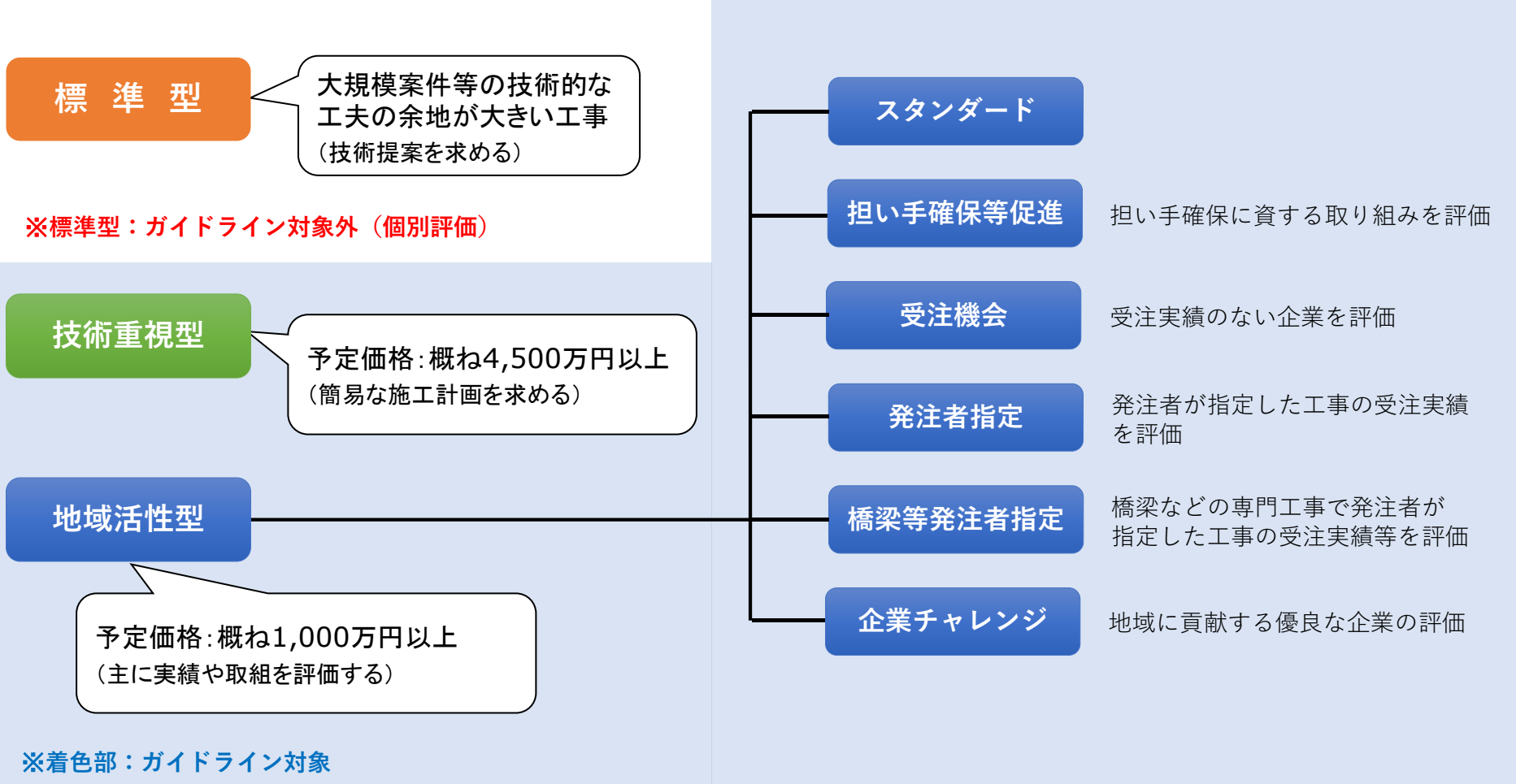
京都府建設交通部指導検査課



予定価格 (百万円)	等級区分	入札方式	予定価格 の公表	総合評価方式の場合
45以上	S, I	一般競争	事後公表	技術重視型 (又は地域活性型)
25以上45未満	II		事前公表 (一部事後公表)	地域活性型
10以上25未満	III		事前公表	地域活性型
10未満	IV以下	指名競争		ー (土木一式工事の場合)

総合評価競争入札制度の区分

京都府建設交通部指導検査課



総合評価競争入札ガイドライン(令和7年4月)より

総合評価競争入札制度の落札者決定基準

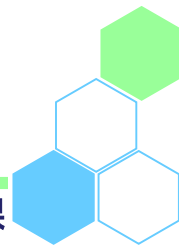
京都府建設交通部指導検査課

加算点評価項目		加算点	技術重視型	地域活性化型					
				スタンダード	担い手確保等 促進	受注機会 促進	発注者 指定工事評価	橋梁等発注者 指定工事評価	企業 チャレンジ
施工計画	品質管理	2点 ×	○	-	-	-	-	△	-
	施工管理・安全管理等	2	○	△	△	△	△	△	△
配置予定技術者	同規模工事の監理技術者又は主任技術者としての最高評定点(所有する国家資格)	1点	○	○	△	○	-	○	△
	技術者の継続教育(CPD)	0.8点	○	○	△	○	-	○	△
建設機械保有	経営事項審査において加算対象となる建設機械の保有状況	1点	○	○	○	○	○	-	△
表彰	京都府地域づくり 優良工事施工者表彰	1点	○	○	△	△	△	-	△
担い手確保等	女性又は若手技術者の配置	1点	-	-	△	-	-	△	△
	週休2日工事の取組	1点	△	-	△	-	-	△	△
	ICT活用工事の取組(実績)	1点	△	-	△	-	-	△	△
地域 調達 等	府内企業の下請	施工体制における府内企業の下請の状況	3点	○	○	○	○	○	○
	府内資材調達	指定資材の府内調達の状況	1点	○	○	○	○	○	○
	CCUSの活用	CCUSへの事業者登録及び活用	1点	△	△	△	△	△	△
地域へ の貢献	地域維持業務の実績	冬期維持管理部門(除雪等業務委託)又は維持修繕部門(小修繕工事)の実績	1点	△	△	△	△	-	△
	災害協定の締結								
	災害協定の有無		0.5点	△	△	△	△	-	△
	発注者指定工事の 受注実績	過去2年間における発注者指定工事の受注実績	1点	-	-	-	○	-	-
	橋梁等発注者指定工事 の受注実績	橋梁等発注者指定工事の受注実績	1点	-	-	-	-	○	-
	橋梁等発注者指定工事 の企業としての成績	橋梁等発注者指定工事の企業としての最高評定点	1点	-	-	-	-	○	-
その他	緊急時の現場対応	主たる営業所の所在地 (主又は従たる営業所の所在地)	1点	△	△	△	△	△	△
	受注実績	発注年度の4月1日から公告日までの受注実績	1点	-	-	○	-	-	△
	短期間の集中受注	短期間に同一発注エリアで落札決定された工事の受注実績	0.0001点	-	△	-	△	-	△
	自由枠(チャレンジ枠)	発注者が提示する内容への取組	1点	-	-	-	-	-	△
加算点合計(最大)			17.3点	13.3001点	16.3001点	14.3点	12.5001点	16.8点	18.3001点
加算点合計(最小)			11.8点	7.8点	5.0点	7.8点	6.0点	7.8点	4.0点

表：落札者決定基準表（土木一式工事の例）

総合評価競争入札制度の改正

京都府建設交通部指導検査課



改正内容【令和6年8月】

1 地域活性型の評価タイプに関すること

- ・ 評価タイプの統合

地域活性型の評価タイプを9タイプ→6タイプに統合

2 評価項目に関すること

- ・ 若手又は女性技術者評価の変更

「若手・女性技術者」を評価する評価項目の評価内容を変更

(若手：35歳以下→40歳以下 女性：0.5点→1.0点 に見直し)

- ・ 週休2日の取組（実績）について

「週休2日の取組」の達成条件を完全週休2日に変更

「週休2日の実績」を評価する評価項目を廃止

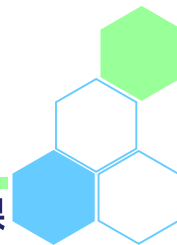
- ・ 雇用評価の変更について

「雇用」を評価する項目を廃止

(技術職員数の維持、各業種毎に雇用している技術職員数)

近年の実施状況

京都府建設交通部指導検査課



年度	標準型		技術重視型		地域活性型	
	件数	参加者	件数	参加者数	件数	参加者数
R2	3	5.0	24	4.2	166	5.7
R3	1	10.0	16	4.4	173	7.0
R4	3	3.7	12	7.6	206	7.6
R5	1	10.0	8	6.4	213	6.8
R6	1	1.0	3	7.1	191	7.7

技術提案テーマの例

【品質管理】

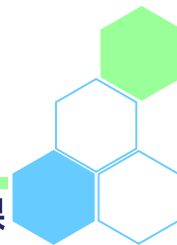
- 橋台躯体コンクリートのひび割れ対策に対する配慮
- 擁壁構造物の生コンクリート打設及び養生への配慮
- 流用土を使用した築堤盛土の締固め管理に対する配慮

【安全管理】

- 工事車両が通行する生活道路への安全配慮
- 掘削及び既設ブロック積の取り壊し時における近接建物への安全配慮

評価内容を担保するための措置

京都府建設交通部指導検査課



◆入札時の加算点と実際（工事施工時）の加算点が異なる場合、工事成績評定を減点する場合がある。

【加算点が異なる場合（例）】

- 技術提案の内容の一部不履行
- 技術者の変更
- 下請業者、指定資材（府内→府外）の変更

【入札公告（例）】

配置予定技術者の変更に伴う技術者の工事成績及びCPDの取得単位数の相違、**担い手確保等促進タイプの場合に、週休2日工事に取り組むものとして加算点の対象となっていたにも関わらず取り組まなかった場合**、「施工上の課題に係る技術的所見」、「府内企業の下請状況について」及び「指定資材の府内調達状況について」に記載した内容が、受注者の責めにより満足できない場合は、技術提案の達成度合いに応じた申請点の再計算を行い、提案項目の不履行として、次式により落札時の加算点との差に応じて、本工事に係る工事成績評定点の減点を行うものとする。

減点値＝8点× $(\alpha - \beta) / \alpha$ （小数点以下第2位四捨五入小数第1位止）

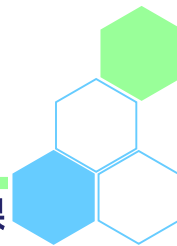
α ：当初の申請点

β ：達成度合いに応じて再計算した申請点

ただし、「府内企業の下請状況について」の評価については、 $0 < \alpha - \beta \leq 0.3$ の場合は減点を行わない。

さらに詳しくご覧になりたいときは

京都府建設交通部指導検査課

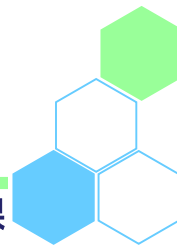


総合評価競争入札ガイドライン

<https://www.pref.kyoto.jp/nyusatu/nyukeiseido/sogohyouka.html>

[京都府トップページ](#) > [産業・雇用](#) > [入札情報](#) > [入札契約制度](#) > 総合評価競争入札
でご覧になれます。

資料提出時のお願い



資料提出時の留意事項

○入札公告、ガイドラインを熟読の上、過不足なく(不要な資料を提出しない)、提出して下さい。

- ・CPD: 入札日と同一年度発行の学習履歴証明と明細書
- ・技術者: 配置されたことが分かる最小限の資料(契約書、図面)

資料提出時のお願い

○電子入札システムでの資料提出する場合、各資料を1つのPDFファイルに統合し、提出して下さい(容量が大きくなる場合は、複数のファイルとなっても構いません)。



お　わ　り